

大学発新産業創出プログラム START

Program for Creating STart-ups from Advanced Research and Technology

平成28年度

【プロジェクト支援型】

公募要領

募集締切

第1サイクル	第1次申請締切	平成28年5月9日（月）正午
	第2次申請締切	平成28年6月6日（月）正午
第2サイクル	第1次申請締切	平成28年6月20日（月）正午
	第2次申請締切	平成28年8月1日（月）正午
第3サイクル	第2次申請締切	平成28年9月



平成28年3月

目 次

1. 大学発新産業創出プログラム(START)	1
1.1 START の目的	1
1.2 事業の構成	2
1.3 ダイバーシティの推進について	4
1.4 「国民との科学・技術対話」について	5
1.5 オープンアクセスについて	5
1.6 公正な研究活動を目指して	6
2. プロジェクト支援型の概要	8
2.1 募集対象となる研究開発	8
2.2 応募の要件	8
2.3 研究代表者の要件	8
2.4 参画者について	9
2.5 プロジェクト支援型の管理・運営	9
2.6 START におけるプロジェクトの進め方	10
2.7 プロジェクトの流れ	11
2.8 平成28年度の第1次申請の選択候補となる事業プロモーターユニット一覧	14
2.9 採択予定件数・事業規模	17
2.10 研究開発費	19
2.11 研究開発費として支出できない経費	21
2.12 プロジェクトの推進に関する留意事項	22
2.13 公募期間	26
2.14 審査方法、結果通知等	27
3. プロジェクト支援型(第1次申請)について	28
3.1 対象となる研究開発	28
3.2 申請要件	28
3.3 選考方法	28
3.4 申請時の注意事項	29
3.5 公募期間	29
3.6 申請書の提出方法	30
3.7 第1次申請書類一覧	30
3.8 審査の視点例	30
4. プロジェクト支援型(第2次申請)について	36
4.1 推薦の対象	36
4.2 選定の方法	36

4.3	申請時の注意事項	36
4.4	公募期間	37
4.5	申請書類の提出方法	37
4.6	第2次申請書類一覧	37
4.7	審査の視点例	39
5.	応募に際しての注意事項	52
5.1	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	52
5.2	研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	54
5.3	不合理な重複・過度の集中に対する措置	54
5.4	研究費の不正な使用等に関する措置	56
5.5	研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	58
5.6	人権の保護及び法令等の遵守への対応について	62
5.7	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	62
5.8	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	64
5.9	researchmap への登録について	64
5.10	若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	65
5.11	研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	65
5.12	JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	67
6.	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について	68
6.1	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法	68
6.2	e-Rad による応募方法の流れ	68
6.3	応募に際しての注意事項	69
6.4	利用可能時間帯、問い合わせ先	70
6.4.1	e-Rad の操作方法	70
6.4.2	問い合わせ先	71
6.4.3	e-Rad の利用可能時間帯	71
6.5	具体的な操作方法と注意事項	72
Q&A		77

1. 大学発新産業創出プログラム(START)

1.1 START の目的

今日、日本の科学技術イノベーションの創出に資する大学等^{*1}の研究成果の既存市場への展開による事業化については、事業会社やベンチャーキャピタル等の取組により、その展開が図られています。一方、リスクの高い新規マーケットへの事業展開・新産業創出については、既存企業等の多くが、リスクの比較的低いコアビジネスに関連する技術の事業化を主とするため、十分に行われていないのが現状です。この革新的技術による新規マーケットへの事業展開・新産業の創出を考えるにあたり、大学等発ベンチャーの役割は重要です。大学等発ベンチャーは既存企業ではリスクの取れない技術を活用するため、イノベーションの担い手として期待されています。しかしながら、大学等発ベンチャーが担う技術はアーリーステージゆえにリスクが高い上、実用化されるまでに長い時間を要するため、昨今の日本経済の停滞により大学等発ベンチャーに対する投資は敬遠される傾向にあります。現在の日本には、新産業・新規マーケットを開拓するための十分なイノベーションシステムが存在せず、科学技術イノベーションによる新規マーケットや新産業の創出が困難な状況です。

このような日本の現状を踏まえ、「大学発新産業創出プログラム(START)」では、事業化ノウハウを持った人材(以下、「事業プロモーター」という。)を活用し、大学等発ベンチャーの起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。

START では、大学等の研究成果の社会還元を前提として、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関を加えた、産学官金が連携して持続的な仕組みとしての大学等発日本型イノベーションモデルの構築を目指します。

- ・ 大学等の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す
- ・ 既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する
- ・ シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、基礎研究と事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する
- ・ 関係者が一定のコストを負担しつつコストに見合うメリットを得ることによって持続的なシステムを構築する

*1 大学等・・・国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人含む)等

1.2 事業の構成

START は、「事業プロモーター支援型」と「プロジェクト支援型」の2つの事業タイプによって構成されています。各事業の概要は以下のとおりです。

① 事業プロモーター支援型

事業プロモーター*²が行う技術シーズの発掘やハンズオン支援*³等の活動を JST が支援します。

*2 事業プロモーター・・・大学等の研究成果に関して、研究開発・事業育成を一体的に推進するため、大学等の技術シーズに対して、効果的・効率的に研究開発及び事業化支援を実施しうる事業化ノウハウを持った人材

*3 ハンズオン支援・・・事業を実施する上で必要なあらゆる課題について、各種アドバイス、コンサルティングを行うとともに、起業家・技術者のリクルーティング、関係先への働きかけ等、きめ細かなサポートを積極的に実施し、付加価値を高めることを目指した支援

② プロジェクト支援型（今回の公募対象）

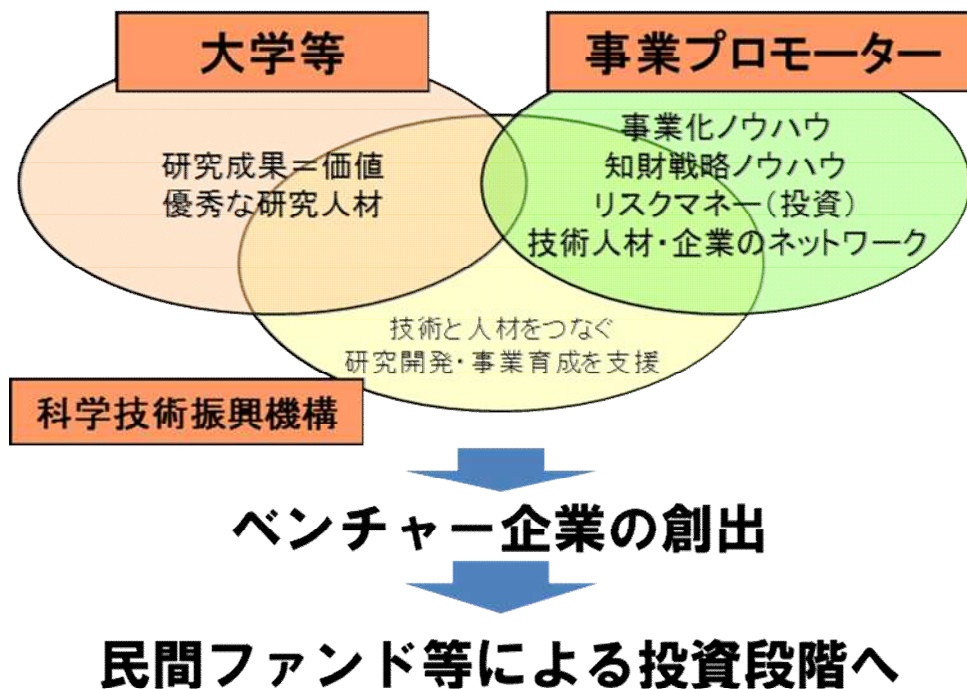
大学等にて、事業プロモーターのマネジメントのもと、市場や出口を見据えて事業化をめざした研究開発プロジェクトを JST が支援します。

事業化に必要な研究開発、事業育成に関わる活動に公的資金を提供し、3 年を目途に民間資金を活用しながらベンチャー企業の創出を目指します。

【START の構成イメージ】

START では、大学等の技術と事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター）等をつなぎ、ベンチャー企業の創出に向けた研究開発・事業育成を支援します。

【今回の公募】



1.3 ダイバーシティの推進について

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室 室長 渡辺 美代子

JST では、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究・開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援)を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

JST ダイバーシティの取り組み

<http://www.jst.go.jp/diversity/research/index.html>

CREST で活躍する女性研究者たち

<http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

さががけ「なでしこ」キャンペーン

<http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/nadeshiko/index.html>

1.4 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組が求められています。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

1.5 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。START で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

1.6 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。

2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。

3. JST は研究不正に厳正に対処します。

4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に対して、JST は以下の措置をとっています。本事業に参加する研究者及びその所属研究機関は、これらへのご対応をお願いします。

① 研究倫理教育の履修義務について

JST では、平成 27 年度の研究提案公募から、申請者は研究倫理教育に関する教育プログラムを修了していることを応募要件としました。

また、採択された場合には、参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務を周知し、JST が指定する研究倫理に関する e-ラーニングプログラム（平成 25 年度から措置）を受講していただくとともに、内容を理解してもらうことを約束し、あわせてこれらを確認したとする文書を提出していただきます。

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。
<http://edu.citiprogram.jp/jstreggh28.html>

② 研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還の措置をとります。また、不正の内容等に応じて、本事業及び、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）への申請及び参加の制限措置をとります。

③ 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備及び不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行及びコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、JST への報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置をとることがあります。

詳しくは、「5.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について」（58 ページ）をご参照ください。

④ 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置をとることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、本事業及び国の他の競争的資金制度への申請及び参加の制限措置をとります。

詳しくは、「5.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について」（58 ページ）をご参照ください。

【参考】

以上の措置は、関係する国の指針類を踏まえつつ、本募集要項及び研究機関との委託研究契約に基づいて実施しています。関連する国の指針類のうち主なものは、以下の通りです。

- ・「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日（平成 24 年 10 月 17 日改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）

2. プロジェクト支援型の概要

2.1 募集対象となる研究開発

プロジェクト支援型では、事業プロモーターのプロジェクトマネジメントのもと、研究代表者*¹を中心とし、グローバル市場を視野に入れた研究開発を募集対象とします。なお、基礎研究（特定の用途を直接に考慮することのない純粋科学的な研究）段階の課題や起業するまでに相当の年数と資金を要する課題については、本事業の対象として想定しておりません。

※1 研究代表者・・・申請書の提案時に日本国内の大学等に所属し、研究開発プロジェクトの実施期間中、事業プロモーターユニットのマネジメントのもと、中心となって研究開発を行う者

2.2 応募の要件

応募に当たっては、以下のア)～エ)を全て満たしていることが応募の要件となります。

- ア) 応募時点において、研究代表者が、申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、シーズとは特許（出願中のもの含む）、プログラム等をいいます。
- イ) 申請の核となる技術シーズについては、本プロジェクトを通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等の同意が得られていること。^{※2}
- ウ) 申請の核となる技術シーズを利用したベンチャー企業の設立等により、基礎研究成果の社会還元を目指していること。
- エ) 希望する事業プロモーターのマネジメントによりプロジェクトを推進できること。

※2 知的財産に関わる機関の同意等については、大学等の知財担当者に確認いただき、第2次申請の際に様式4にて提出いただきます。

2.3 研究代表者の要件

研究代表者は以下のaかつbの要件を満たしていることが要件となります。

- a. シーズの創出にかかわった者であること。（シーズが特許の場合は、その発明者、もしくは発明に関わった者であること。）
- b. 研究開発の期間中、日本国内に居住し、かつ、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。

2.4 参画者について

① 研究代表者

プロジェクトの代表者は研究代表者が務めます。事業化の核となりうる研究成果を基に技術としての実用化の可能性を探るための研究開発を実施し、研究開発の遂行に関して技術面を含む全ての責任を負います。

事業プロモーターのマネジメントのもと、事業化の核となりうる研究成果（特許等）に基づくベンチャー起業等を目指した研究開発を実施していただきます。研究開発の期間中、大学等に常勤の研究者として所属している必要があります。

② 研究開発参画者

研究代表者とともに、研究開発の遂行に際して中心的な役割を担う方です。大学等に常勤の研究者として所属する方、ポスドク（博士号を有する研究者であって、定職のない者をいう）を想定しています。また、研究代表者と所属機関が異なる研究開発参画者については、当該研究開発参画者の所属機関の了解が必要です。研究代表者の所属機関の異なる研究機関が研究開発費を必要とする場合は、原則として研究代表者の所属機関と再委託契約を締結してください。

なお、研究開発の遂行に関し、名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、研究開発参画者となることはできません。

③ その他参画者

CEO 候補や技術責任者等、技術シーズの事業化に向けて必要な人材、研究開発の支援に携わる若手人材等をいいます。

2.5 プロジェクト支援型の管理・運営

ア) JST は、内部にプログラムディレクター（PD）を筆頭にプログラムオフィサー（PO）を核とした評価組織を構築し、START の適切な運営の他、事前評価、事後評価、追跡調査等の各種評価を実施します。

イ) また JST は PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、研究開発実施者に対し、研究開発実施上必要な協力・支援ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。

ウ) 選定に先立って、研究開発実施計画（研究開発の規模、研究開発の方法、研究開発の期間、研究開発資金等）のより効果・効率性の向上を目指した検討会を実施する場合があります。

エ) JST は、プロジェクト終了時には完了報告書の提出を求めます。なお委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

2.6 STARTにおけるプロジェクトの進め方

プロジェクトの目的を達成するために必要な活動として、大学等が希望する事業プロモーターのプロジェクトマネジメントのもと、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等を構築し、グローバル市場を見据えた研究開発を推進するものとします。

また、その研究成果の事業化に向けては、事業プロモーターのマネジメントのもと、必要となる起業家候補者・技術者等の人材を大学等の技術シーズのもとに結集し、当該チームのもとで研究開発・事業育成を一体的に推進、3年を目途に、民間資金を活用しながらベンチャー企業の設立及び概念実証等を目指すものとします。（新規ベンチャー企業の設立による事業化に向けた取組の支援が START 本来の趣旨であり、当初から既存企業への技術導出等の既存事業の支援を目指す取組は START 本来の趣旨とは異なります。）

なお、大学等と事業プロモーターユニット（事業プロモーターが所属する機関）の連携・協力体制を構築するため、プロジェクトの審査を行う大学発新産業創出プログラム推進委員会（以下、「推進委員会」という。）への第2次申請書類提出（事業プロモーターユニットの推薦（共同申請）が必要）時には、大学等と事業プロモーターユニットとの間で、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる方向性について説明していただきます。

- ✓採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。様式については、別途提示する予定です。
- ✓推進委員会におけるプロジェクト審査の際には、大学等と事業プロモーターユニットの連携・協力体制は評価対象の一つとなります。
- ✓申請書及び事業プロモーターユニットとの連携・協力にかかる方向性については、所属機関内に設置されている産学連携本部等の研究成果の事業化を推進する部門と必ず調整してください。

2.7 プロジェクトの流れ

① 第1次申請書の提出

- ・ 研究代表者は、所属する大学等の事前了解のもと、第1次申請書類（32～35ページ）を事務局に電子メールにて提出します。申請書の提出は、公募期間中は随時可能です。申請の際、支援を希望する事業プロモーターユニットを選択（第1希望、第2希望とも複数可）してください。



② 事業プロモーターユニットによる技術評価及びデューデリジェンス^{*3}等の実施

^{*3} デューデリジェンス・・・買収・売却の対象となる企業や事業の価値に対する収益性やリスクの面からの詳細な審査。STARTにおいては、プロジェクトの価値を評価し、計画を作りこむことを意味する。

- ・ 希望した事業プロモーターユニットに対し、順次情報が開示されます。（第1希望の事業プロモーターユニットへの情報開示から一定期間後に第2希望の事業プロモーターユニットにも情報を開示します。）
- ・ 事業プロモーターユニットが、研究代表者より申請のあった第1次申請書類に基づき、技術評価及びデューデリジェンス等を実施します。
- ・ 研究代表者には、事業プロモーターユニットから申請書類についての質問や、追加資料等の提出の相談等がなされる場合があります。



③ 第2次申請書類の作成・提出

- ・ 事業プロモーターユニットが事業化の可能性があると判断した場合、第2次申請書類の作成のため、研究者の方々と事業育成方針、研究開発体制等について更なる検討を行います。
- ・ 大学等の研究代表者は、事業プロモーターユニットとともに作成した第2次申請書（42～51ページ）を期限内に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて提出していただきます。



④ 推進委員会におけるプロジェクト審査

- ・研究代表者と事業プロモーターユニットは、推進委員会によるヒアリング審査に共に出席し、事業計画について、第2次申請書類に基づき説明を行っていただきます。



⑤ 選定

- ・推進委員会にて評価を行い、採択プロジェクト候補を選考し、JSTが選定します。
- ・全申請者に採否を通知します。
- ・JSTホームページにて採択プロジェクト名・研究代表者の所属機関名等を掲載します。



⑥ 契約

- ・研究開発を実施する機関とJSTの間で委託研究開発契約を締結します。
- ※本事業の契約に当たり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についてのチェックリストを提出することが必要です。
- 詳細は下記URLをご参照ください。
- http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm



⑦ 実施

- ・事業プロモーターのマネジメントのもと、研究代表者を中心とした研究開発を実施します。



⑧ プロジェクトの終了

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 研究代表者は完了報告書をJSTに提出し、受託機関（研究開発を実施する機関）は契約関連の各報告書をJSTに提出します。・ JSTは、事後評価を実施します。 |
|---|

2.8 平成28年度の第1次申請の選択候補となる事業プロモーターユニット一覧

平成28年度第1次申請に当たり、選択できる事業プロモーターユニットは以下のとおりです。なお、事業プロモーターユニットの詳細については、本事業ホームページ (<http://www.jst.go.jp/start/jigyop/index.html>) 及び START パンフレット (<http://www.jst.go.jp/start/jigyop/pdf/pamphlet.pdf> からダウンロード可) をご参照ください。

	代表実施機関・ 共同実施機関	代表事業 プロモーター	対象地域	対象分野	事業プロモーターユニットの特徴
平成 28 年度 採 択	ウエルインベスト メント株式会社	代表取締役社 長 瀧口 匡	関東・甲信 越を中心と しながら、 全国的に対 応可能	ライフサイエ ンス、環境・ エネルギー、 情報通信、金 融工学 (上記以外に も全領域に対 応可能)	早稲田大学の研究会を発祥として、 約20年間にわたり大学等が有する 「知」の事業化に取り組んできた経 験と実績を活かし、独自の評価に基 づく事業の成長戦略の立案、国内外 のネットワークの活用、インキュー ベーション・プログラムを活用した人 材育成を通して、独自性のある事業 育成を行う。
	株式会社ジャフコ	投資部 産学 連携投資グル ープリーダー 橋爪 克弥	全国	ライフサイエ ンス（医療機 器、医療 IT、 再生医療）、ロ ボット・エレ クトロニクス 、情報通信、 材料、その他	大学発ベンチャー黎明期からの豊 富な事業立上げ経験、幅広い顧客・ 提携先・専門家ネットワークを活か した助言と事業育成を行う。実施機 関による組織的な経営支援、実施機 関運営ファンドの有する豊富な成 長資金の提供により、海外市場へ展 開する日本発の技術ベンチャー創 出を目指す。
	日本戦略投資株式 会社（つくばテク ノロジーシード株 式会社から名称変 更） 共同実施機関： 中部テクノロジー シード株式会社 先端科学技術エン タープライズ株式 会社	代表取締役 佐々木 美樹	全国	全般（特に環 境・エネルギー 、アグリ、 ライフサイエ ンス）	事業及び投資経験豊かなチームが、 つくば地域を中心としつつも全国 規模でのシーズに対応。その豊富な 海外ネットワーク、グループ投資育 成会社や関連シード投資ファンド も活用しながらシームレスな事業 育成を目指す。

平成 24 年度 採 択	DBJ キャピタル株式会社	取締役 山口 泰久	九州地域を中心としながら、全国的に対応可能	環境・エネルギー分野を中心 (アグリ、ライフサイエンス等にも対応可能)	シード・アーリー段階の豊富な支援経験を活かし、事業化支援ネットワークと人材育成プラットフォームの運用により、インキュベーションモデル、技術インテグレーションモデル、知財プールモデルの3つのアプローチを通じた事業確立を目指す。
	株式会社東京大学エッジキャピタル	代表取締役社長・マネージングパートナー 郷治 友孝	関東・甲信越を中心としながら、全国的に対応可能	生命科学、医療機器、物理、環境技術、情報通信等、様々な分野に対応可能	各分野での経験・専門知識をいかした技術シーズの発掘・支援を行うとともに、研究開発の成果を、事業化にとって適切な特許ポートフォリオ群として構築することを重視しつつ、研究者・起業家と協働しながらプロジェクトの育成を図る。
	バイオ・サイト・キャピタル株式会社	代表取締役 谷 正之	関西地域を中心としながら、全国的に対応可能	ライフサイエンス(先端医療、創薬、DDS、医療機器)	バイオ・ライフサイエンス分野に特化したインキュベーションの経験とノウハウにより、大学等の優れた技術シーズからプラットフォームとなり得る技術を発掘する。専門性の高い外部協力機関も活用し、強いベンチャー企業の育成を図る。
平成 25 年度 採 択	ウォーターベイン・パートナーズ株式会社	代表取締役パートナー 黒石 真史	全国	ライフサイエンス(バイオテクノロジー・創薬・医療機器分野など)	ライフサイエンス分野における大学発ベンチャー等に創業期から当事者として深く関与した実績を活かし、「研究開発から上市までのプロセス」を念頭に、専門性を備えた実務家ネットワークを活用しながら、研究開発の推進、事業体の設立とその成長まで一貫して関わることで、プロジェクトの最適な育成を図る。

平成25年度採択	360ip ジャパン株式会社	取締役 中野 譲	関東・甲信越、関西、九州を中心としながら、全国的に対応可能	医療創薬（再生医療関連技術）、ナノテクノロジー、環境エネルギー技術、ロボット技術、ITS・コネクテッドビークル等、日本が得意とする先端技術分野を対象	幹細胞再生医療、新エネルギー、ナノテク等の特に日本が得意とする最先端技術をテーマとして設定し、それら先端技術商業化に高い専門性を持つプロモーター及びグローバルな支援機関でユニットを組織。独自の技術・知財の商業化手法（分析・評価・商業化提案・事業育成）を大学等の本格研究開発に反映し世界市場を見据えた技術ベンチャーを育成する。
	野村ホールディングス株式会社	野村證券株式会社金融公共公益法人部次長 濱田 隆徳	全国	全般（ライフサイエンス、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・材料、情報通信）	グループ各社の有する機能及び全国・グローバルなネットワークを活用する。事業化テーマから有力な大学の研究・技術シーズを見出し、事業化開発計画と研究者の知的財産を融合した共同事業化モデルによって事業育成を目指す。
平成26年度採択	株式会社ケイエスピー	代表取締役社長 内田 裕久	関東・甲信越を中心としながら、全国的に対応可能	ライフサイエンス、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・材料、情報通信、その他	日本で最初の研究開発型インキュベーターとしての実績と経験を活かし、ポテンシャルの高い大学の技術シーズの事業化を目指す。産学連携機関や外部専門機関と連携の上、技術シーズの発掘、技術シーズ評価、研究開発マネジメント等を進め、ハンズオン支援による事業育成を行う。
	MedVenture Partners株式会社	代表取締役社長 大下 創	全国	ライフサイエンス（医療機器分野）	日米、特にシリコンバレーでの豊富な医療機器ベンチャーへの投資実績及びインキュベーション経験、日本の臨床現場・医学研究の経験及びグローバルネットワークを通じて、日本における医療機器のインキュベーション環境と日本の医療機器の産業基盤の発展に貢献する。

平成27年度採択	Beyond Next Ventures株式会社	代表取締役社長 伊藤 毅	全国	ライフサイエンス（医療機器/創薬/再生医療/ヘルスケア IT）、ロボット等のデバイス、IoT、AI、新素材、IT 等	大学等の高度な技術シーズの実用化に特化した独立系ベンチャーキャピタルであり、特に医療機器やロボット等の分野における、技術シーズの目利きから事業化、ベンチャー投資に関する豊富な経験・実績が強い。 個々のプロジェクトの一員として、広範な外部ネットワークも活用し、シードステージにおけるリスクの低減と事業化の加速を推進しながら、国力向上に寄与する事業の育成を行う。
	株式会社経営共創基盤	パートナー取締役 マネージングディレクター 斉藤 剛	全国	全般、特にフィジカルサイエンス（AI・ロボット、環境・エネルギー、最先端材料、情報通信など）、ライフサイエンスではコアモジュール、プラットフォーム技術が対象	長期的・持続的な事業価値創造を目的として『共創型成長支援』を行ってきた実績、経験をもとに、産業的価値からの技術の見立て、研究開発戦略の策定、事業化の方向付けと推進を得意とする。研究開発戦略と事業創造に関する豊富な経験知見、多様な経営プロフェッショナル、国内外ネットワークを活用し、トップサイエンスの潜在力を産業的・社会的価値へ開花させることを目指す。

2.9 採択予定件数・事業規模

① 採択予定件数

原則として新規10～20プロジェクト程度

- ✓ 1事業プロモーターユニットあたり4～5プロジェクトのマネジメントを想定しています。ただし事業プロモーターユニットにより、採択するプロジェクト数は異なります。
- ✓ 採択プロジェクトの予算額等により、大幅に変動する可能性があります。

② 研究開発期間及び研究開発費

研究開発期間：原則３年以下（研究開発期間の延長は原則認められませんが、事業領域の特徴、概念実証（Proof of concept：POC）取得の必要性等に応じて、最大５年間の支援を認める場合があります。）

研究開発費：JSTが事業プロモーターユニットに示した研究開発費総額を基に、各プロジェクトの事業計画に応じて事業プロモーターユニットが配分する額。

これまでに採択されたプロジェクトの配分実績額（直接経費）を勘案し、１プロジェクト当たり平均で年間約３千万円を想定しています。（実際の各プロジェクトへの配分額は、推進委員会の評価及び事業プロモーターユニットの判断によって決定されます。）

- ✓大学等に支出される研究開発費は、技術シーズの性格や研究開発のステージ等に応じて決定されます。
- ✓事業プロモーターユニットの判断により、研究開発費等のポートフォリオ*⁴ 内での総額の範囲内において、複数のプロジェクトに予算が配分され、最終的に推進委員会によって決定されます。
- ✓本事業においては、３年を目途に民間資金を活用しながら POC の取得及びベンチャー企業の設立等を目指すものとし、研究開発期間の延長は原則認められません。ただし、ベンチャー起業後においても、POC の取得を目的とする等の場合は、推進委員会の審議を経た上で、最大２年間の継続支援を認める場合があります。
- ✓研究開発期間内に立ち上げたベンチャー企業等が株式会社産業革新機構等や民間のベンチャーキャピタル等の支援を受ける場合にも継続の可否を検討する審議対象になります。
- ✓プロジェクトの延長・中止は、年度ごとに推進委員会において決定します。プロジェクトの進捗状況等の報告に基づいた評価により、途中で支援を中止する場合があります。

*4 ポートフォリオ・・・START において、各事業プロモーターユニットがマネジメントを行う複数のプロジェクトの総体。例えば、ある事業プロモーターが４～５つのプロジェクトを推進する場合、その各プロジェクトの総体をポートフォリオと呼ぶ。

2.10 研究開発費

プロジェクト支援型の対象となる経費は、大学等が、事業プロモーターのマネジメントのもと、グローバル市場を視野に入れた研究開発プロジェクトを推進するために必要な研究開発費(事業育成のための経費含む)とします。

研究開発費は、大学等の研究開発機関に支出します。

- ✓研究開発費については、事業プロモーターと経費の使途の有効性を十分に検討し、提案内容に見合った適切な規模の経費を申請してください。
- ✓各年度の金額は、本事業の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業プロモーターによる配分方針や事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定されることとなります。
- ✓経費の取扱いについては、委託研究開発契約書、事務処理説明書等にしながらって適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

申請できる研究開発費は、研究開発の実施に直接必要となる経費と、研究開発を側面的に支援し、将来の事業化(起業)に結びつけるために必要な経費(研究開発・事業育成に直接的に関わるもののみを対象とし、事業プロモーターの活動経費とみなされる経費は除く。)です。直接経費、再委託費及び間接経費の合計となります。申請時には直接経費を積算いただき、直接経費の30%を上限に間接経費を算出し、直接経費、再委託費と間接経費の合計を研究開発費の申請額としてください。

申請にあたっては、研究開発期間中における所要額を算出し計上していただきますが、実際にJSTから支出される研究開発費の額は、申請書類に記載された研究開発実施計画等の審査の結果等に基づき協議の上調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては下記URLの府省共通経費取扱区分表を参照してください。

＊府省共通経費取扱区分表

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kubunhyo.pdf>

具体的には研究開発費(①直接経費、②再委託費及び③間接経費)の費目分類は、以下のようになりますので、各費目に分類し記載してください。

① 直接経費

a. 物品費(設備備品費)

研究開発及び事業化支援を遂行するために必要な、設備・物品等の購入、製造、又は据付等に必要な経費です。

b. 物品費（消耗品費）

研究開発を遂行するために必要な、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

c. 旅費

研究開発を遂行するため、申請書に記載の研究者が行う試料収集、各種調査、研究開発の打合せ、成果発表等に伴う移動や宿泊に必要な経費です。大学等との雇用関係等に基づき、旅費支出の規程を満たしていれば、支出対象者として認めるものとします。

d. 人件費・謝金

以下の研究開発参画者を対象とした人件費は支出が可能です。大学等において、雇用等の規程を満たしていれば、支出を認めるものとします。

- ✓ 大学等における研究開発に従事するポストクの分担開発者及び開発支援者の従事率に応じた雇用等に要する人件費
- ✓ 新たに雇用する起業家及び起業支援者の従事率に応じた雇用等に要する人件費

謝金は、研究開発や事業化支援を実施するために必要であり、臨時的に発生する役務の提供などの協力を得た人への謝礼に必要な経費です。

e. その他（外注費）

- ✓ 研究開発に直接必要なデータ分析等の請負業務を、仕様書に基づいて第三者に業務を実施させる（外注する）際の経費
- ✓ 事業化支援を行うため、業務の一部外注費（技術調査、人材サーチ会社、データベース使用料等）として他の最適な機関等に外注するために必要な経費

f. その他（その他経費）

研究開発及び事業育成を行うために必要な経費で他の費目に該当せずかつ個別に把握可能な経費です。（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費、会議費（会場借料等）、設備貸借料（リース又はレンタル料）、研究成果発表費用、講習会・学会参加費用等）

② 再委託費

再委託費は、研究開発の一部を第三者（例：研究開発参画者が所属する機関等）に業務委託するために必要な経費で、直接経費ではありません。再委託は、事前に実施内容や契約上の検討を具体化の上、JST の承認を得ることが必要です。実施機関が行うべき本質的な業務を再委託すると本事業の対象要件に該当しなくなりますので、再委託内容については十分検討する必要があります。なお、再委託した第三者の行為について、再委託元の実施機関は JST に対し、全責任を負うことになります。再委託先の間接経費や一般管理費を計上する場合は、再委託費から計上してください。

その他（外注費）と再委託費の合計は原則として、各年度の研究開発費から間接経費を除いた額の 50 % 以内とします。50 % を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

③ 間接経費

間接経費とは、研究開発に関連した研究環境の改善や機能向上のための経費をいい、直接経費の 30 % を上限とします。

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管しておくこと。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告が必要となります。

2.11 研究開発費として支出できない経費

① 研究開発や起業支援の実施に関連のない経費

② 研究開発や起業支援の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は支出できません。

- ✓ 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については使用可）
- ✓ 事業実施機関として通常備えるべき什器類等の物品費（ただし、事業の遂行上必要不可欠なものであり、本事業の遂行に限って使用・管理できる場合は購入可）
- ✓ パートナーとなる事業プロモーターに対する人件費、旅費、謝金
- ✓ 研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ✓ 事業実施に必要な外国等への旅費（特に外国旅費については、プロジェクトの目的達成のために必要不可欠なものに限り、かつ実績報告時に活動成果について記載していただきます。）

- ✓成果発表と目標達成に必要な学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費
ただし、成果発表と目標達成に必要な学会への参加費、旅費は支出することができます
- ✓研究代表者、研究開発参画者（ポスドクを除く）として研究開発に参画する者の人件費
- ✓ベンチャー立ち上げ経費等
法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるものについては、原則、法人登記日前であっても支出できません（民間資金の活用）。
支出できない費用の例：登記にかかる費用、ベンチャーで用いる設備（パソコン、実験設備等）費用等
- ✓役務、研究開発委託及び調査委託に係る再々委託は原則禁止します。ただし、当該再々委託の実施が真にやむを得ない場合、例外として認められる場合があります。研究実施機関から直接委託を受けた業者が役務を行うことは問題ありません。
- ✓合理的な説明ができない経費
（例）研究開発期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費
- ✓その他
本事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産等。）

2.12 プロジェクトの推進に関する留意事項

① ポートフォリオとプロジェクトの位置づけについて

事業プロモーターユニットは複数のプロジェクトを同時にマネジメントすることになります。そのプロジェクトの総体を START においては、ポートフォリオと呼んでいます。各プロジェクトは一つのポートフォリオの中に位置づけられます。例えば、ポートフォリオのマネジメントに当たっては、各プロジェクトが相互に関連しながらポートフォリオ全体の構想及びその目標に向けて各プロジェクトの研究開発・事業育成を行う場合があります。この場合にポートフォリオ全体をマネジメントするのは、事業プロモーターユニットになります。

② 大学等の組織全体としての取組

事業プロモーターユニットに対して、ポテンシャルの高いシーズ情報・研究者情報の提供をはじめ、大学等と事業プロモーターユニット間の覚書・協定書の締結等、事業プロモーターユニットが大学等の中で活動しやすい環境整備について、組織全体として取り組むものとします。

③ 事業プロモーターユニットのマネジメントのもとでのプロジェクト（研究開発・事業育成）の実施

研究代表者は、事業プロモーターユニットのマネジメントのもと、設定されたマイルストーンに応じて研究開発を実施するものとします。また、事業プロモーターユニットが研究開発・事業育成において必要と判断した外部の専門人材や専門機関等の活用について、大学等はその方針を尊重しつつ、自らの遂行能力や利益相反の検討を踏まえて研究開発・事業育成を実施するものとします。なお、大学等が既に有している起業支援関連の組織は、事業プロモーターユニットと連携し、起業等に向けた研究開発・事業育成に向けた支援を行うものとします。

- ✓事業プロモーターユニットの進捗報告に基づき、推進委員会の評価結果によっては、プロジェクトの研究開発期間中であっても研究開発を中止する場合があります。

④ 新産業・新規マーケット開拓への挑戦

研究代表者は自らが発明に関わった当該技術シーズの事業化に関して、新産業・新規マーケット開拓に挑戦する強い意志をもってプロジェクトを推進するとともに、グローバル市場を見据えて、事業プロモーターユニットと一体となって研究開発に取り組むものとします。

⑤ 研究開発費等の経理管理

研究開発費の執行に際しては、JST と委託研究開発契約を締結した機関（以下、「受託機関」という。）は、受託機関の規程等を遵守することを前提とします。研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。受託機関は支出した金額と、その内容を同契約書に添付した研究開発実施計画書の区分・項目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理していただきます。証拠書類は精算確認のために提出を求めることがあります。

また、費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50 %以内としています。

なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、経費を適切に執行するため、大学等において適切な事務体制を整備するとともに、計画的な経費管理を実施するものとします。

その上で、事業プロモーターユニットのマネジメントに基づくと同時に、

当初の研究開発計画を大きく変更する必要がある場合は、事前に事業プロモーターユニットと相談する必要があります。

⑥ 実施管理

JST は、プロジェクトの研究開発期間中、プログラムオフィサー（PO）等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む。）を実施するとともに目的が達成されるよう、研究代表者等に対し本事業の研究開発・事業育成の遂行上必要な指導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。また受託機関は、提供を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

⑦ 評価への対応

研究代表者から毎年度提出される報告書等及び必要に応じて行われる面接にもとづき、当該研究開発が研究開発実施計画書の内容及び条件に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。推進委員会が取りまとめを行って評価結果を研究開発・事業育成の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発期間中であっても、翌年度以降の研究開発、事業育成の変更を求める、あるいは、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。

⑧ 取得物品の帰属

JST が支出する研究開発費により受託機関が取得した研究開発設備等の物品の所有権は、受託機関に帰属させることが可能です。ただし、研究開発終了後、研究開発設備等の物品を本プロジェクトにより起業された新会社に対して譲渡又は貸与が可能なことが条件です。なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

⑨ 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。

⑩ 研究開発の成果等の発表

START により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学

会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、プロジェクト終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。さらに、JST から成果の公開・普及のために協力を依頼させていただく場合がございます。

なお、研究開発期間中における新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、START による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

⑪ 調査

プロジェクト終了後、JST は起業したベンチャー企業に対する追跡調査や事業プロモーターユニット等による投資状況等について、フォローアップ調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本事業を通じて設立されたベンチャー企業についても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

なお、年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応をすることとします。

(1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を【5月31日】とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を【5月31日】とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

⑫ 問題が生じた場合の対応

プロジェクト実施機関と事業プロモーター代表実施機関との間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとしますが、十分な協議によっても解決に至らなかった場合は、JST に報告、調査を依頼することができます。調査結果に基づく JST の決定については、原則として、尊重していただきます。

⑬ その他留意事項

プロジェクトの進捗等に関する推進委員会等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで推進委員会が認める必要な活動を実施する必要があります。

2.13 公募期間

平成28年3月9日（水）～6月20日（月）

- ✓第1サイクル、第2サイクルの2回のサイクルで第1次申請を受け付け、事業プロモーターユニットによる技術評価等を行います。（第3サイクルは、第1サイクル及び第2サイクルの再申請のみ受け付けます。新規1次申請は受け付けません。）
- ✓複数の事業プロモーターユニットを、優先順位をつけて指名する場合は、1事業プロモーターあたり最低4週間の技術評価期間を設けています。よって、第2希望の事業プロモーターユニットに対する申請情報の開示は、第1希望の事業プロモーターユニットと比較して4週間以上遅れることとなりますので、できるだけ早い段階で申請するようにしてください。
- ✓第1サイクル第1次申請期限内に申請書の提出があった場合でも、デューデリジェンス、第2次申請書類の作成等により、推進委員会による面接審査の日程が第2サイクルに回る可能性があります。
- ✓各事業プロモーターユニットへ第1次申請書類を送る際に、希望順位もあわせて事業プロモーターユニットにお知らせします。

【各審査サイクルのスケジュール^{*5}】

	第1サイクル	第2サイクル	第3サイクル ^{*7}
第1次申請書類提出期限	5月9日（月） 正午	6月20日（月） 正午	
第2次申請書類提出 ^{*6} 期限	6月6日（月） 正午	8月1日（月） 正午	9月
書面審査・ヒアリング審査（予定）	6月～7月	8月～9月	9月～10月
プロジェクト開始（予定）	8月	10月	11月

*5：上記の日程は予定であり変更される場合があります。

*6：第2次申請書類の提出には、事業プロモーターユニットの推薦（第2次・様式3（50ページ）の事業プロモーターの記載（共同申請））が必要となります。

*7：第3サイクルは、第1サイクル又は第2サイクルでのヒアリング審査の結果、「再審査」となった提案に係る第2次申請書類の再申請のみを受け付けます。ただし、平成28年度新規採択事業プロモーターユニットとの共同申請を行う場合に限り、第2サイクル第1次申請書類提出期限までに提出のあった申請書類に基づき、第3サイクルで第2次申請書類を提出することが可能です。

2.14 審査方法、結果通知等

申請内容等の審査は、外部有識者からなる推進委員会により行います。なお、選考は非公開で行われますが、申請課題あるいは申請者との利害関係を配慮して担当委員を決定します。利害関係を有する委員は、当該プロジェクトの選考は担当しません。

- ✓最終審査の結果については採否にかかわらず、研究代表者に通知します。
- ✓JST は研究代表者の所属する機関と「委託研究開発契約」を締結します。
- ✓選定に先立って、研究開発実施計画（研究開発の規模、研究開発・事業育成の方法、研究開発の期間、研究開発資金等）のより効果・効率性の向上を目指した検討会を実施する場合があります。
- ✓委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。
- ✓委託契約締結後、研究開発を開始していただきます。
- ✓原則 JST から各機関に対して委託研究開発契約の申込書の提出は行いません。

3. プロジェクト支援型(第1次申請)について

申請の際は、START ホームページ (<http://www.jst.go.jp/start/>) にて最新情報のご確認をお願いします。

3.1 対象となる研究開発

8 ページに記載しています。

3.2 申請要件

8 ページに記載しています。

3.3 選考方法

第1次申請書類が提出された技術シーズに関しては、希望する事業プロモーターユニット*¹により技術評価、デューデリジェンス等が行われます。第1次申請による技術評価、デューデリジェンス等を通し、事業プロモーターユニットが JST に推薦を決定した技術シーズに関しては、大学等（申請者）と事業プロモーターユニットによって第2次申請書類が作成されます。その後、大学等（申請者）から推進委員会へ第2次申請書類の提出（事業プロモーターユニットとの共同申請）が行われ、審査を経て支援プロジェクトが決定されます。

*1 事業プロモーターユニット・・・事業プロモーターが所属する機関等

- ✓大学等が第2次申請書類を推進委員会へ提出する際には、大学等の研究者が所属する機関と事業プロモーターユニットの連携・協力体制を構築するため、大学等と事業プロモーターユニットの間に、プロジェクトマネジメントの一元化・役割分担等も含めた連携・協力にかかる方向性について説明していただきます。なお、採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。様式については、別途提示する予定です。
- ✓第2次申請に至らないことが確定した提案に対しては、第1次申請書に記載していただいた事務連絡担当者を通じて、その旨をお伝えする予定です。通知時期としては第3サイクル審査終了後の11月頃を予定しています。

3.4 申請時の注意事項

ア) プロジェクト支援型（第1次申請）への応募にあたっては、事業プロモーターユニットの詳細（メッセージ、実績、事業育成モデル等）をご参考の上、希望する事業プロモーターユニットを選択し、第1次申請書類を提出してください。事業プロモーターユニットの詳細は、本事業ホームページで確認することができます。

（事業プロモーターユニットの詳細）

<http://www.jst.go.jp/start/jigyop/index.html>

イ) 第1希望の事業プロモーターユニットには優先順位欄に「1」を記入してください（複数選択可）。第1希望以外の事業プロモーターユニットに対して申請書類の開示を希望する場合は、開示を希望する全ての事業プロモーターユニットの優先順位欄に「2」を記入してください。提出された申請書類については、選択した事業プロモーターユニットのみに順次開示します（優先順位順に、原則4週間の時間差で開示します）。全ての事業プロモーターユニットに同時に第1次申請書類の開示を希望する場合は、全ての事業プロモーターユニットの優先順位欄に「1」を記入してください。また、開示を希望しない事業プロモーターユニットは、優先順位欄を空欄としてください。

ウ) すべての事業プロモーターユニットは、本事業で知り得た情報については、他に漏らさない等の守秘義務が課せられています。

✓秘密保持の有効期間は5年間としています。

エ) 第1次申請において提出が必要となる書類は第1次申請書類様式1、様式2（及び補足説明資料）です。第2次申請書類については、デューデリジェンス等の結果第1次申請を通過し、事業プロモーターから作成の依頼があった提案についてのみ、大学等の研究者（申請者）と事業プロモーターユニットが共同で作成し、JSTに申請を行います。このため、事業プロモーターユニットから依頼等があるまでは作成の必要はありません。

オ) 平成28年度事業プロモーター支援型の公募において、新規採択された事業プロモーターユニットの情報については、採択確定次第、STARTホームページ（<http://www.jst.go.jp/start/>）等で公開します。

3.5 公募期間

26 ページに記載しています。

3.6 申請書の提出方法

上記、公募期間中に電子メールにて第1次申請書類を提出してください。なお、郵送・持参・FAXによる書類の提出は受け付けません。

- ✓送信Eメールの件名は、「【プロジェクト支援型・第1次】機関名」としてください。
- ✓添付ファイル名は、「機関名」を付けて、罫線等のズレを防ぐため、必ずPDF形式のファイルにして送信してください。
- ✓メールサーバーの都合上、添付ファイルは20MB以下でお願いします。容量を超える恐れがある場合は、分割して送信してください。
- ✓メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対してメールにて返信します。
- ✓電子メール送付から2営業日以内に受領通知を送信されない場合は、送付後4営業日以内にご連絡をお願いします。
- ✓送付先
国立研究開発法人科学技術振興機構
産学連携展開部 START 事業グループ
E-mail : start-boshu@jst.go.jp

※申請後、事業プロモーターから要請があった場合を除き、原則事業プロモーターへの直接の問い合わせはご遠慮ください。

3.7 第1次申請書類一覧

- ①第1次・様式1：申請者情報
- ②第1次・様式2：技術シーズ等申請書
- ③当該シーズに関する補足説明資料（パワーポイント10ページ以内）（任意）

3.8 審査の視点例

- ① 総合評価
 - ・ 事業プロモーターユニットが総合的に判断して、技術シーズが、大学等の研究成果の社会還元を通して、新産業・新規マーケットの開拓に貢献する可能性を有しているか。 等
- ② 技術シーズの革新性・独創性
 - ・ 技術シーズが独創性や新規性を有しているか。
 - ・ 既存技術や既存マーケットとの比較優位ではなく、技術シーズが

今までの技術にない経済的価値や社会的価値を与える可能性を有しているか。 等

③ 技術や研究開発の比較優位性

- ・ 競合と比較して技術に優位性を有しているか。
- ・ 競合と比較して研究開発に優位性を有しているか。 等

④ 外部環境及び技術シーズの有用性

- ・ 経済・市場動向や人口動態の変化、社会的意識の変化等、技術の置かれている外部環境の把握が適切であるか。
- ・ ターゲット市場や市場動向が十分に把握されており、その市場規模等が適切であるか。
- ・ 応用分野において想定される用途や人々の生活において想定される使用機会等を踏まえ、技術シーズが社会・市場に対して大きく貢献する可能性があるか。 等

⑤ 研究開発プロセス

- ・ 目標設定は妥当であるか。研究開発の最終数値目標が明確に示されているか。
- ・ 目標とする出口までの研究開発スピードは適切か。
- ・ 事業化に向けて想定される研究開発課題とそれを解決するための対応策・マイルストーン等に具体的かつ実現可能性があるか。 等

(第1次・様式1: 申請者情報)

大学発新産業創出プログラム(START)(プロジェクト支援型)提案書類

(第1次申請書類)

平成 年 月 日提出

申請者及び所属大学等情報

研究者氏名	(フリガナ)		生年月日	
研究者 所属機関	(機関)		(部署・職名)	
住所	〒	連絡先	TEL:	
			FAX:	
			E-mail:	
担当者 連絡先 (本件に関する大学等の 代表窓口担当者※)	(部署・役職)		(氏名)	
	(連絡先) 住所:			
	TEL:		FAX:	
	E-mail:			
	※係等共通メールアドレスが望ましい。			

※産学連携本部等の担当者を記入すること。

申請者の研究開発分野・実績情報

研究開発 分野	☐ ライフサイエンス ☐ 環境・エネルギー ☐ ナノテクノロジー・材料 ☐ 情報通信 ☐ その他 ※該当分野にチェック
研究開発の 業績	※当該技術シーズに関する主な研究論文や著書、知的財産権等を記載 ※自らの技術シーズを基に起業した実績や、ベンチャー企業に参加した経験があれば記載
研究開発の 体制	※当該シーズの研究開発体制において、申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、氏名、所属、役職及び役割等について記載

希望する事業プロモーターユニット

#	事業プロモーターユニット名	優先順位 (1, 2, 又は空欄)	希望理由
1	ウエルインベストメント株式会社		
2	株式会社ジャフコ		
3	日本戦略投資株式会社		
4	DBJ キャピタル株式会社		
5	株式会社東京大学エッジキャピタル		
6	バイオ・サイト・キャピタル株式会社		
7	ウォーターベイン・パートナーズ株式会社		
8	360ipジャパン株式会社		
9	野村ホールディングス株式会社		
10	株式会社ケイエスピー		
11	MedVenture Partners 株式会社		
12	Beyond Next Ventures 株式会社		
13	株式会社経営共創基盤		

※優先順位欄には、第1希望の事業プロモーターユニットには「1」、第2希望には「2」と記入してください。(各複数可)

※希望理由欄には、「1又は2」を付した事業プロモーターユニットに対して、研究代表者の目指すべき出口と事業プロモーターユニットの事業育成モデル等を比較した時、どのような点が合致しているのか等、希望理由を具体的に記載してください。

※全ての事業プロモーターユニットへの一斉開示を希望する場合は、全ての事業プロモーターユニットの優先順位欄に「1」と記入してください。

※申請情報の開示を希望しない事業プロモーターユニットは、優先順位欄を空欄としてください。

※同一優先順位の場合、申請書は開示を希望する事業プロモーターユニットに同時に回付します。

※事業プロモーターユニット名は、本事業ホームページの事業プロモーター紹介ページ

(<http://www.jst.go.jp/start/jigyop/index.html>)にてご確認の上、記入してください。なお、事業プロモーターユニットは、平成28年度新規事業プロモーターユニットの情報につきましては、START ホームページにて最新情報のご確認をお願いします。

(第1次・様式2: 技術シーズ等申請書) A4・2枚程度で作成

1. 技術シーズの内容

技術シーズの 名称					
内容・特徴	※ これまでに得られている研究成果について、図表等の実験データ(別添可)とともに定量的・具体的に記載 ※ 本技術シーズが属する技術の背景や動向を踏まえ、現状の問題点や特徴(独創性、新規性)等について記載 ※ 特許化によらないノウハウやソフトウェア等に関する技術の場合は、その詳細について記載				
発明(周辺特 許を含む)	発明の名称	出願番号・特許番号	発明者	出願人	出願日
当該技術シー ズに関する企 業とのアライ アンスやライ センス契約等 の状況	※ 当該技術シーズに関して、既に企業との共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況 について具体的に記載				
本申請の基 となる研究 成果の創出 に寄与した 公的支援制 度	※ 当該技術シーズ創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などについて記載 (起業支援プログラム等も含む)				

2. 技術シーズの革新性・優位性

技術の 革新性	※ 当該技術シーズの有する革新性について、既存技術や既存マーケットとの比較優位ではなく、技術シーズの有する 潜在的価値や可能性、機能、社会に与えるインパクト等について記載	
	提案課題	競合する類似研究・先行技術
技術の 優位性	※当該技術シーズについて、右、競合する類似研究・先 行技術と比較した時、どのような点に優位性があるの か、具体的に記載	※比較対象となる研究内容、又は先行技術の文献・特許等 の公開情報に関する内容を記載(ただし、直接的に比較でき る対象がない場合は記載不要)
研究開発の 優位性	※右、競合する類似研究・先行技術に対する優位性を記 載	※類似研究・先行技術はどのようにして開発を進めようと しているのか、またその進捗状況、達成見込みについて分か る範囲で記載

3. 想定される製品・サービスと、その市場規模、ポテンシャル及び外部環境及び技術シーズの有用性

社会的背景 (外部環境) を踏まえた 技術の有用 性・可能性	※ 経済・市場動向や人口動態の変化、社会的意識の変化、世論の動向、技術革新、特許・規格・知財権の国際的動向等の外部環境を踏まえ、当該技術シーズの重要性や、有用性・可能性について記載
技術シーズ から想定さ れる製品・ サービス と、その市 場規模及び ポテンシャ ル	※ 応用分野において想定される用途や人々の生活において想定される使用機会、グローバル市場への展開可能性等について記載 ※ 応用分野については、当該技術シーズの有する可能性について幅広く記載 ※ 想定される製品・サービスの内容と、想定される市場(潜在市場)の大きさなどを記載 ※ 企業からの問い合わせ等、市場からの反応などをできる限り具体的に記載

4. 研究開発計画

研究開発目 標、事業化 に向けて想 定される研 究 開 発 課 題、課題解 決ためのマ イルストン	※ 当該技術の有する革新性を踏まえて、研究開発目標や研究開発課題、研究開発構想(研究開発内容とその期間・規模等)について具体的に記載 ※ 目標とする出口までの研究開発スピード(マイルストン)について、可能な限り具体的に記載
--	---

※別途、当該技術シーズに関する補足説明資料(パワーポイント 10 ページ以内)がある場合は、添付可能

4. プロジェクト支援型(第2次申請)について

4.1 推薦の対象

事業プロモーターユニットによるデューデリジェンス等の結果、有望と判断された技術シーズを対象に、JST へ申請するための第2次申請書類を作成していただきます。なお、第2次申請書類は、事業プロモーターユニットから連絡があった段階で作成を行ってください。

- ✓申請書類は、事業プロモーターと大学等との共同申請となりますが、申請者名は大学等の機関としてください。提出は、e-Rad を用いて大学等から行ってください。
- ✓第2次申請における研究代表者は、必ずしも第1次申請を行った研究者とは限りません。事業プロモーターユニットと研究者との調整の結果、別の方が研究代表者となる場合もあります。

4.2 選定の方法

第1次申請を通過した技術シーズについて提出される第2次申請書類に関して、推進委員会において研究代表者及び事業プロモーターに対するヒアリング審査を行います。

- ✓審査の過程は全て非公開で行います。
- ✓各提案の審査は、提案者（事業プロモーター及び大学等）と審査委員の利益相反を考慮して行います。
- ✓ヒアリング審査に際しては、担当事業プロモーター、研究代表者が出席する必要があります。

4.3 申請時の注意事項

- ア) 大学等が事業計画（第2次申請書類）を作成する際には、大学等の研究代表者及び研究代表者の所属機関と事業プロモーターユニットとの間で調整を行うことになります。
- イ) 事業プロモーターユニットからデューデリジェンス中に問合せ等があった場合であっても、デューデリジェンス等を実施した結果、事業プロモーターユニットから推進委員会に推薦（共同申請）されない場合があります。
- ウ) 推進委員会において採択された提案に関しては、研究開発期間全体における研究開発計画書（全体計画書）を提出していただきます。全体計画書における事業計画、資金計画については、大学等の研究者と事業プロモーターユニットが共同で作成した上で、研究代表者から提出してください。事業計画・

資金計画の内容については、推進委員会において認められた第2次申請書類の内容に沿ったものとしてください。

エ) プロジェクト開始後は、事業プロモーターユニットのマネジメントのもと、連携・協力しながら、プロジェクトを推進するものとします。

4.4 公募期間

26 ページに記載しています。

4.5 申請書類の提出方法

申請は、研究代表者より、e-Rad を通じて行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

なお、申請にあたっては、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの2つの作業が必要です。

e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細については、68 ページ以降をご参照ください。研究機関の承認も必須ですので、ご注意ください。

4.6 第2次申請書類一覧

<e-Rad における応募情報ファイル>

- ①第2次・様式1 : プロジェクト申請書
- ②第2次・様式2 : 資金計画書
- ③第2次・様式3 : 本プロジェクトに関する連絡先
- ④第2次・様式4 : 知的財産確認書

✓PDF 形式で、①～④を1つのファイルに結合してください。

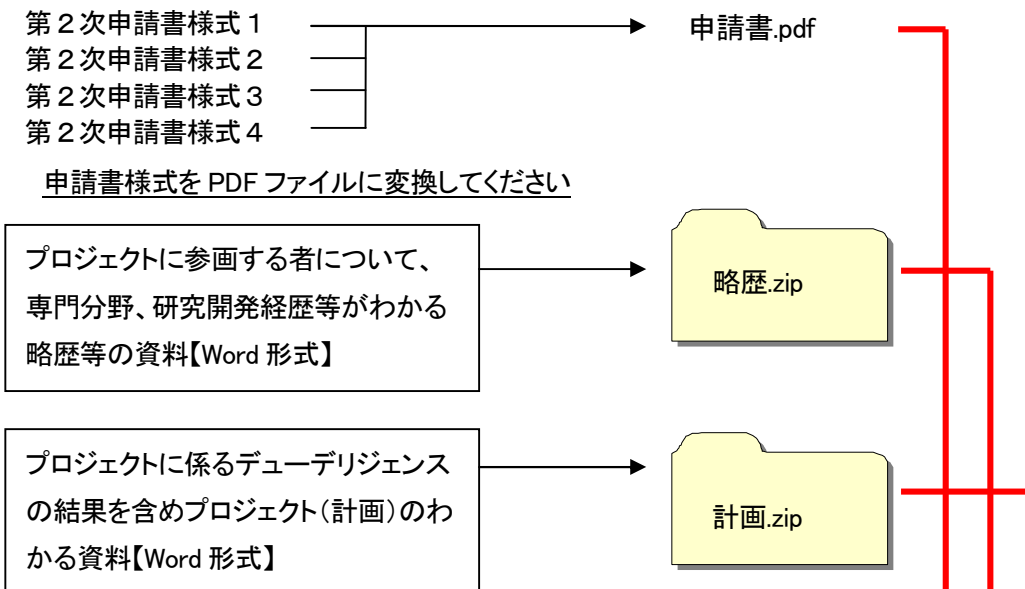
✓ファイルサイズは合計10MB以下としてください。

<e-Rad における参考資料>

- ⑤プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料【Word 形式、10MB以内】
- ⑥プロジェクトに係るデューデリジェンスの結果を含めプロジェクト（計画）のわかる資料【Word 形式、10MB以内】

✓⑤～⑥についてはファイルを結合せず、それぞれを Word 形式で作成してください。

- ① 下図中段のとおり、申請書.pdf ファイルを準備
- ② 略歴等の資料（Word 形式）、プロジェクトのわかる資料（Word 形式）はそれぞれ zip ファイルにまとめる
- ③ 下図下段の e-Rad 申請画面から「参照」ボタンにより①②でまとめた各該当ファイルを選択する。
- ④ 下図下段の e-Rad 申請画面「アップロード」をクリック
（下図下段の e-Rad 申請画面の前後の操作は、公募要領の「6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について（P. 70～）」をご確認ください）
- ⑤ 申請書.pdf、略歴.zip、計画.zip のアップロード可能な最大容量はそれぞれ 10MB です。



応募情報登録 - Windows Internet Explorer

画面を表示してから経過した時間 (00:02:30) ヘルプ 改訂希望

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 投票者レビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2015年度 / START プロジェクト支援型第1サイクル 2015

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXXX /

代表者情報確認	募集要項	個別項目	応募時登録	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

応募情報登録・修正前にファイルのアップロードが必要です。

名称	形式	サイズ	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[p-4]	100.B		参照 クリア 削除
プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料(必須)	[Word (DOC, DOCX)]	100.B		参照 クリア 削除
プロジェクトに係るデューデリジェンスの結果を含めプロジェクト(計画)のわかる資料(必須)	[Word (DOC, DOCX)]	100.B		参照 クリア 削除

アップロード

4.7 審査の視点例

大学発新産業創出プログラム（プロジェクト支援型）の審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の視点例を以下のとおりとし、これまでの取組の実績及び今後の方針等を踏まえた研究開発・事業育成の実施可能性等について評価を行う予定です。

① 総合評価

- ・ 総合的に判断して、提案プロジェクトが、大学等の研究成果の社会還元を通して、新産業・新規マーケットの開拓に貢献するものであるか。
- ・ 技術ポートフォリオは、START の目標を達成できるよう適切に構成されているか。 等

② プロジェクト推進体制

- ・ 担当事業プロモーター、研究開発体制、その他関係者について、十分な実績もしくは強みを持っているか。
- ・ プロジェクトを推進する上で、適切な体制となっているか。
- ・ 若手人材の活用等の人材育成の視点が考慮されているか。 等

③ 技術シーズ

- ・ 技術シーズは、十分な革新性・独創性を有しているか。
- ・ 技術や研究開発に優位性を有しているか。
- ・ 技術シーズは、社会に対して十分な有用性を有しているか。
- ・ 技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無いか。（他者との共願特許が無いか。ある場合は、共願人の了解がとれているか等。） 等

④ 事業育成

- a. 事業ビジョンとその達成ステップ
 - ・ 事業育成に関する基本方針、事業育成戦略が明確で優れたものとなっているか。
 - ・ 事業ビジョンが実現可能性のあるものか。
 - ・ 事業ビジョン達成のためのマイルストーンが適切に設定されているか。
 - ・ プロジェクト終了後も事業が成長していく計画が立てられているか。等

- b. 製品・サービスの特徴とビジネスモデル
 - ・ ビジネスとして成長性・収益性を有しているか。
 - ・ 顧客・ユーザーの立場からのメリットが明確であるか。
 - ・ 従来製品、従来サービスとの差（優位性・独創性・新規性）が明確であるか。 等

- c. ターゲット市場の規模と成長性
 - ・ ターゲット市場が明確であるか。
 - ・ ターゲット市場の分析は適切であるか。
 - ・ ターゲット市場は成長性を有しているか。
 - ・ グローバル市場を見据えているか。 等

- d. 顧客・ユーザー特性
 - ・ ターゲットとする顧客の特性・ニーズを把握できているか。
 - ・ 製品・サービスが想定している顧客と顧客のニーズとがマッチしているか。
 - ・ 想定されている顧客が具体的であるか。 等

- e. プロジェクトに関与する人材・ネットワーク
 - ・ インキュベーション機関や、アライアンス候補となりうる事業会社等との連携等による優位性があるか。 等

- f. 想定される事業リスクとその対応
 - ・ 事業育成に向けて想定される課題等の把握が適切であり、その解決方策が具体的かつ適切であるか。 等

⑤ 民間資金調達計画

- ・ リスクマネーなどの民間資金の調達方法などが具体的か。
- ・ 民間資金の調達計画に実現可能性があるか。 等

⑥ 研究開発プロセス

- ・ 各年度の研究開発目標（マイルストーン）の設定は適切であるか。
- ・ 活動計画は妥当性があり、目標を達成するために必要かつ十分なものとなっているか。
- ・ 事業化に向けて障害となりうる技術的課題の把握が適切であり、その解決方策が具体的かつ適切であるか。

⑦ 利益相反に関する検討状況

- ・ プロジェクトに参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理されているか。

⑧ 資金計画（民間資金調達を除く）

- ・ プロジェクトにおける資金計画は具体的かつ適切か。

⑨ その他

大学等と事業プロモーターユニットの連携体制

- ・ 大学等と事業プロモーターユニットの連携体制は十分か。例えば、大学等有する既存の産学官連携組織や人材の活用は十分であるか。
- ・ 大学等とともに事業実施体制を構築し、適切に事業を実施することができるか。

(第2次・様式1: プロジェクト申請書) A4・6～8枚を目安に作成

大学発新産業創出プログラム(START)(プロジェクト支援型)提案書類

(第2次申請書類)

平成 年 月 日提出

1. プロジェクトの概要と位置づけ

プロジェクトの名称	
プロジェクトの目的	※本プロジェクトの研究目的について 300 字以内で記載
プロジェクトの概要	※本プロジェクトの概要について 300 字以内で記載 ※本概要は、プロジェクト採択後、プレス資料等の公開資料として使用する場合がありますので、公開することを前提に作成してください。
ポートフォリオにおける本プロジェクトの位置付け	※事業プロモーターユニットの全体計画(ポートフォリオ)における本プロジェクトの位置づけについて記載

2. プロジェクト推進体制

研究代表者	(氏名・所属・役職)		
担 当 事 業 プ ロ モーター	氏名	所属・役職	役割
研究開発に 参画する者 (研究開発参 画者)	(補足事項) ※担当事業プロモーターの得意分野と当該プロジェクトが、どのような点で合致しているのか等、担当理由について記載 事業プロモーターユニットに入っていない者を追加で本プロジェクト育成を担当する場合は、その理由を記載 ※研究代表者が、第1次申請書類の提案者と異なる場合は、その理由について記載		
そ の 他 関 係 者	氏名	所属・役職	役割
(プロジェクトにおいて活用する人材のネットワーク等) ※ 計画の段階で、具体的な人材が特定されていないが、チームアップをしていく上で、活用を想定しているネットワークや参画を検討している具体的な人物等があれば、可能な限り具体的に記載 ※ チームアップをしていく上で、育成していくことを検討している人材があれば、その人材の育成方針や期待する役割について具体的に記載			

※別途、プロジェクトに参画する者について、専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴等の資料を添付

3. 技術シーズの概要

- ※ 本プロジェクトの技術評価ならびにデューデリジェンス等の結果を踏まえつつ、図表も含めて枠にこだわらず自由に記載してください。
- ※ 本プロジェクトの技術評価ならびにデューデリジェンス等の結果を踏まえた事業プロモーターの分析を中心に記載
- ※ デューデリジェンス等の結果を踏まえた知財に関する優位性等についても記載
- ※ 技術シーズについては、本プロジェクトを通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（共願人）の同意等について、別途、大学の産学連携本部などの知的財産担当者が、調査・確認し、様式4を提出してください。

ベンチャー創 出の基となる 発明（周辺特 許含む）	発明の名称	出願番号・特許番号	発明者	出願人	出願日

4. 事業育成の計画

- ※ 本プロジェクトの技術評価ならびにデューデリジェンス等の結果を踏まえつつ、図表も含めて枠にこだわらず自由に記載してください。
- ※ 作成にあたっては、プロジェクトの内容・フェーズに応じ、適宜項目を追加・修正いただいて構いません。

（事業ビジョンについて）

- ※ 現時点での当該プロジェクトの事業化に向けたフェーズを明示した上で、当該プロジェクトの有するアピールポイントならびに課題について記載
- ※ 事業育成に関する基本方針、事業育成戦略を明確に記載
- ※ 当該プロジェクトの有するシーズの技術的価値やグローバル市場への展開、今後の特許戦略等について記載
- ※ 事業環境、顧客状況、競合状況等を踏まえ、事業プロモーターユニットとして何をしたいのか、プロジェクトの育成を通じて何をを目指すのかについて記載
- ※ START の支援終了後、事業プロモーターユニットとしてどのような関わりを続けていくのか記載

（事業ビジョン達成のステップについて）

- ※ 事業ビジョン達成に向けて想定されるボトルネックと、それらいかなるアプローチで解決しようとするのかについて具体的に記載
- ※ 上記観点も含めた達成ビジョンに向けてのマイルストーンについて記載
- ※ 事業育成に関する基本方針、事業育成戦略を明確に記載
- ※ CEO候補が特定されていない場合は、CEO候補発掘の方策を具体的に記載
- ※ ライフサイエンス分野の提案の場合は、レギュレーション分野（低分子医薬品、バイオ医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、福祉器具等）、及び薬事承認申請に至るプロセスを明示してください。

（製品・サービスの特徴とビジネスモデル）

- ※ 最終的な製品・サービスの特長について、日常生活における使用機会等を含め、全体像が分かるように記載（比較可能な既存技術、既存サービスがある場合は、対比させながら記載）
- ※ 製品・サービスがどのぐらいのスピードで市場に浸透するのか、また、顧客・ユーザーから見たメリット等について記載
- ※ 既存市場や競合他社の状況を踏まえ、他には真似できないビジネスモデルの優位性、独創性、新規性について記載
- ※ ビジネスの観点からの成長性・収益性について記載
- ※ ライフサイエンス分野の提案の場合は、想定している製品の既存商品に対する優位性、弱点を明示してください。

（ターゲット市場の規模と成長性）

- ※ ターゲット市場として、どのような市場を見込んでいるのか、また想定している市場規模について記載
- ※ グローバル市場への展開を見据えた市場分析について記載

（顧客・ユーザー特性）

- ※ ターゲットとする顧客・ユーザーとして想定される対象を、固有名詞を含んだ形で具体的に記載
- ※ ユーザーの把握状況、想定しているユーザー特性について、ニーズに基づいて記載

（プロジェクトにおいて活用するネットワーク等）

- ※ 具体的に活用を想定している外部機関（例えば、事業会社やインキュベーション機関等）がある場合は、その名称及びその役割等について記載

（想定される事業リスクとその対応）

- ※ 事業育成に向けて想定されるリスク及びその解決策について具体的に記載
- ※ リスクへの対応のために、活用を想定している人材や機関等がある場合は、具体的に記載

5. 民間資金調達計画

- ※ 3年を目途にベンチャーの起業を目指す過程において、どのような方法により資金を調達するのか、具体的に想定している調達先等をあわせて記載
- ※ 民間資金導入の計画についても、様式2の資金計画書による政府資金計画を踏まえつつ、具体的な目標年次、金額を記載

6. 研究開発計画

	年度	事業内容
研究開発 目標と内容	28	(目標) ※ 技術的な目標について、解決すべき問題点等を具体的な数値とともに記載 ※ マイルストンの設定について記載
		(内容) ※ 上記目標を達成するために必要となる研究開発費の規模及び研究開発のスピード、研究開発内容について記載
	29	(目標)
		(内容)
	30	(目標)
		(内容)
技術リスク に向けて想 定される課 題		※ 事業化に向けて障害となりうる技術的課題及びその解決策について具体的に記載 ※ 技術的課題の克服に向けて、活用を想定している人材や機関等がある場合は、具体的に記載

7. 利益相反に関する検討及び他制度助成・既存事業との切り分け

※プロジェクト参画者と内外関係者との間に利益相反の関係が想定される場合は、当該関係について具体的に記載

※研究代表者が、競争的研究資金等、他制度の助成の受給している場合(申請中も含む)は、当該制度の受給状況(制度名、助成金額、助成期間、役割(代表者/分担者等)、エフォート)及び本申請との切り分けについて記載。(申請中も含む)

※プロジェクト関係者が、類似の既存事業に関与している場合(研究代表者が類似事業のベンチャー企業の経営に関与している等)は、当該事業と本申請との切り分けについて記載。

(第2次・様式2: 資金計画書) A4・3～4枚までで作成

全体資金計画 (単位: 千円)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
	研究開発費				
	うち事業育成の経費				

(研究開発費の経費内訳)

平成28年度〔初年度〕研究開発費

年度 費目		平成28年度		
		金額 (千円)	うち事業 育成の経 費(千円)	主な用途
①設備備品費				
	設備・備品費			
	消耗品費			
②旅費				
	国内旅費			
	外国旅費			
	外国人等招へい旅費			
③人件費・謝金				
	人件費			
	諸謝金			
④その他				
	外注費			
	(その他経費) 市場調査費 特許調査費 会議開催費 借損料 運営費 その他			
間接経費 (①+②+③+④) × 30%				
再委託費				
合計				

※プロジェクトが採択された場合、本資金計画書を元に、本事業の当該年度の全体予算額、事業プロモーターによる配分方針や事業計画の内容等を総合的に勘案して、資金配分を行います。可能な限り詳細な経費内訳、用途を記載してください。プロジェクト開始前に、申請時の資金計画を大幅に変更することは原則認められませんので、申請時に資金計画の精査をお願いします。なお、プロジェクト開始後、研究の進捗状況に応じて資金計画を変更することは、必要な手続を経た上で可能です。

※主な用途の欄には購入・調達する研究設備・消耗品・役務等の名称に加え、それらの必要理由を記載ください。

例えば、設備備品費であれば「〇〇装置の購入。〇〇の解析を進める。」、人件費であれば「〇〇の雇用。本プロジェクトで〇〇を実施する。」、調査費であれば「〇〇の特許状況の調査。〇〇を把握するためのもの。」といった記載が想定されます。

平成29年度〔次年度〕研究開発費

費目		年度	平成 29年度	
		金額 (千円)	うち事業 育成の経 費(千円)	主な用途
①設備備品費				
	設備・備品費			
	消耗品費			
②旅費				
	国内旅費			
	外国旅費			
	外国人等招へい旅費			
③人件費・謝金				
	人件費			
	諸謝金			
④その他				
	外注費			
	(その他経費) 市場調査費 特許調査費 会議開催費 借損料 運営費 その他			
間接経費 (①+②+③+④) × 30%				
再委託費				
合計				

平成30年度〔最終年度〕研究開発費

費目		年度	平成30年度	
		金額 (千円)	うち事業 育成の経 費(千円)	主な用途
①設備備品費				
	設備・備品費			
	消耗品費			
②旅費				
	国内旅費			
	外国旅費			
	外国人等招へい旅費			
③人件費・謝金				
	人件費			
	諸謝金			
④その他				
	外注費			
	(その他経費) 市場調査費 特許調査費 会議開催費 借損料 運営費 その他			
間接経費 (①+②+③+④) × 30%				
再委託費				
合計				

(第2次・様式3: 本プロジェクトに関する連絡先) A4・1枚までで作成

本プロジェクトに関する機関情報・連絡先

研究開発機関(申請者)	機関名称	
	機関の長(役職・氏名)	
	研究代表者連絡先	所属
		役職・氏名
		電話番号
		FAX番号
		E-mail
	担当者連絡先 (本件に関する大学等の代表窓口 担当者※)	所属
		役職・氏名
		電話番号
FAX番号		
E-mail ※係等共通メールアドレスが望ましい。		

※産学連携本部等の担当者を記入してください。

事業プロモーターユニット	代表実施機関	機関名称	
		代表事業プロモーター (役職・氏名)	
		事務担当者連絡先	所属
			役職・氏名
			電話番号
			FAX番号
	E-mail		
	共同実施機関	機関名称	※該当する場合のみ記載。該当ない場合は削除。共同実施機関が2機関の場合は欄を追加してください。
		事業プロモーター(役職・氏名)	
		事務担当者連絡先	
役職・氏名			
電話番号			
FAX番号			
E-mail			

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学 知的財産本部 (例)

役職・氏名

《知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方の署名(押印は不要)》

知的財産確認書

大学発新産業創出プログラムプロジェクト支援型に応募するに当たり、保有する知的財産権(出願中も含む)について、以下のとおり確認しました。

・申請課題

プロジェクトの名称	
研究代表者及び所属	

・第2次申請書類「3. 技術シーズの概要」に記載されているベンチャー創出の基となる発明(周辺特許含む)について、本プロジェクトを通じて創出されるベンチャー企業の実施に関し、発明者及び帰属する機関等(共願人)の同意が得られています。

・第2次申請書類「3. 技術シーズの概要」に記載されているベンチャー創出の基となる発明(周辺特許含む)以外に、当機関に帰属するベンチャー創出の基となる発明(周辺特許含む)は、存在しません。

以上

技術シーズについて、本プロジェクトを通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願人)の同意が得られているか、その他関連する発明が無いのか、について、大学の産学連携本部などの知的財産担当者が、調査・確認し、本様式に署名の上、提出してください。

5. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置をとることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

5.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

申請者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 6 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(68 ページ)をご覧ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合
JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、提案募集ウェブサイト及び e-ラーニングプログラムダイジェスト版ホームページをご参照ください。

(提案募集ウェブサイト <http://www.jst.go.jp/start/boshu/index.html>)

(e-ラーニングプログラムダイジェスト版のホームページ <http://edu.citiprogram.jp/jstreg28.html>)

受講登録及び受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証に記載されている修了証番号(修了年月日の右隣にある Ref #)を申告してください。

申告は、研究提案締切日と同日です。第1サイクルは、平成28年6月6日、第2サイクルは、平成28年8月1日となります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究公正室

E-mail : ken_kan@jst.go.jp

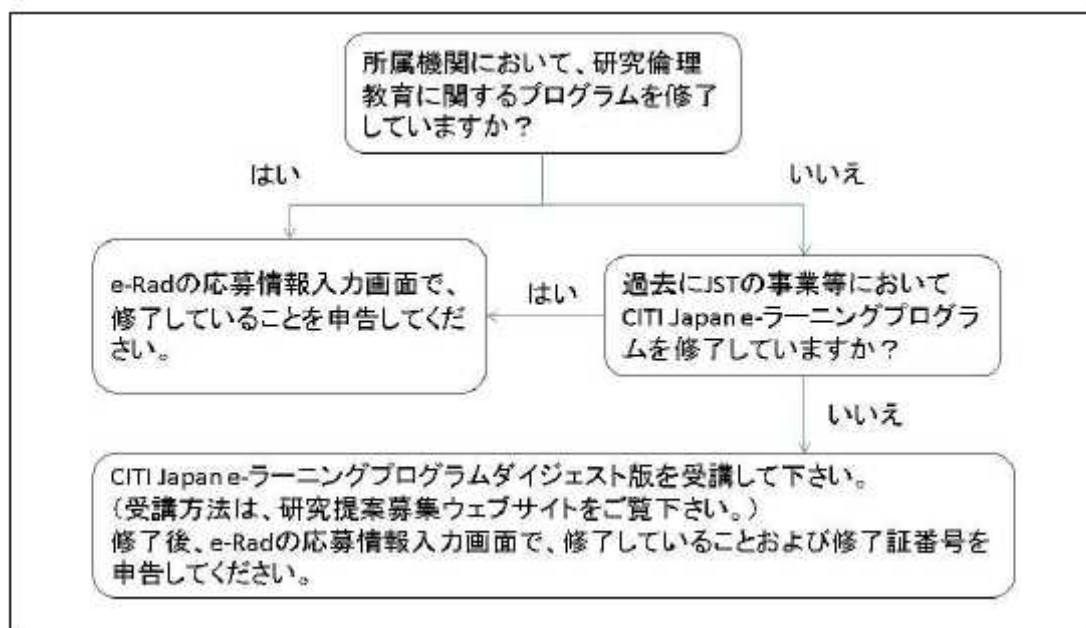
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : start-boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、申請者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



5.2 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

○ e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、及び研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

5.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先(start-boshu@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○ 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート^{※1}に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(start-boshu@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○ 他府省を含む他の競争的資金の応募受け入れ状況

科学研究費補助金等、国、独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート^{※1}等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国、独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一課題名又は内容で本事業に応募することはできません。

※1 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

5.4 研究費の不正な使用等に関する措置

(1) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※2}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※3}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

※2「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※3「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

研究費等の使用の内容等	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※6）
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

※4 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

（iii）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

さらに JST においても、当該事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

（2）他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成28年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成27年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

【HP アドレス】

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

(3) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

5.5 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※5の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※5「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出する必要があります。

（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、研究開始（委託研究契約締結日）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されることが必要です。ただし、平成27年9月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

【HP アドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

（３）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）※6を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※6「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

（４）研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○ 研究活動における不正行為が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及

び参加の制限措置を講じます。

また、応募及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者			不正行為の程度	応募制限期間(不正 が認定された年度 の翌年度から※7)
不正行為 に関与し た者	1. 研究の当初から不正行為を行 うことを意図していた場合な ど、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為 があった研 究に係る論 文等の著者	当該論文等の責 任を負う著者(監 修責任者、代表執 筆者又はこれら のものと同等の 責任を負うと認 定されたもの)	当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が大きく、 又は行為の悪質性が高いと 判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が小さく、 又は行為の悪質性が低いと 判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為 に関与した者			2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為 のあった研究に係る論文等の責任を負う著 者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者 と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が大きく、 又は行為の悪質性が高いと 判断されるもの	2～3年
当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が小さく、 又は行為の悪質性が低いと 判断されるもの			1～2年	

※7 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

さらに JST においても、当該事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

○ 不正行為等の報告及び調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を JST に報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。

告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JST に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JST に報告する必要がある他、JST の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を参照ください。

5.6 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒト E S 細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

【HPアドレス】 <http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

5.7 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転

用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{※8}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※8 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
【HPアドレス】<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
【HPアドレス】<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
【HPアドレス】<http://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
【HPアドレス】
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jis_hukanri03.pdf

5.8 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)^{※9}では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」(<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>)を提供しております。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>)では、ヒトに関するデータを提供しております。

※9 バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDCの「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

＜お問い合わせ先＞

科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)

アーカイブについては...dbarchive@bioscience.jp

ヒトデータベースについては...humandbs@bioscience.jp

生命科学分野のデータベースの利用・公開などについてもお気軽にご相談ください



5.9 researchmap への登録について

researchmap (旧称 ReaD&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成 27 年 3 月現在、約 24 万人の研究者が登録しています。登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>)の履歴書作成機能ともシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけます。

researchmap に登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(<http://jglobal.jst.go.jp/>)からも公開されます。researchmap、J-GLOBALの利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、JST でも研究者の業績情報を確認する際に researchmap を使用しています。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

5.10 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)
において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.11 研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

【HP アドレス】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

【HP アドレス】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○ 競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

【HP アドレス】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○ 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

【HP アドレス】 <https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

また、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている下記を例とする施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

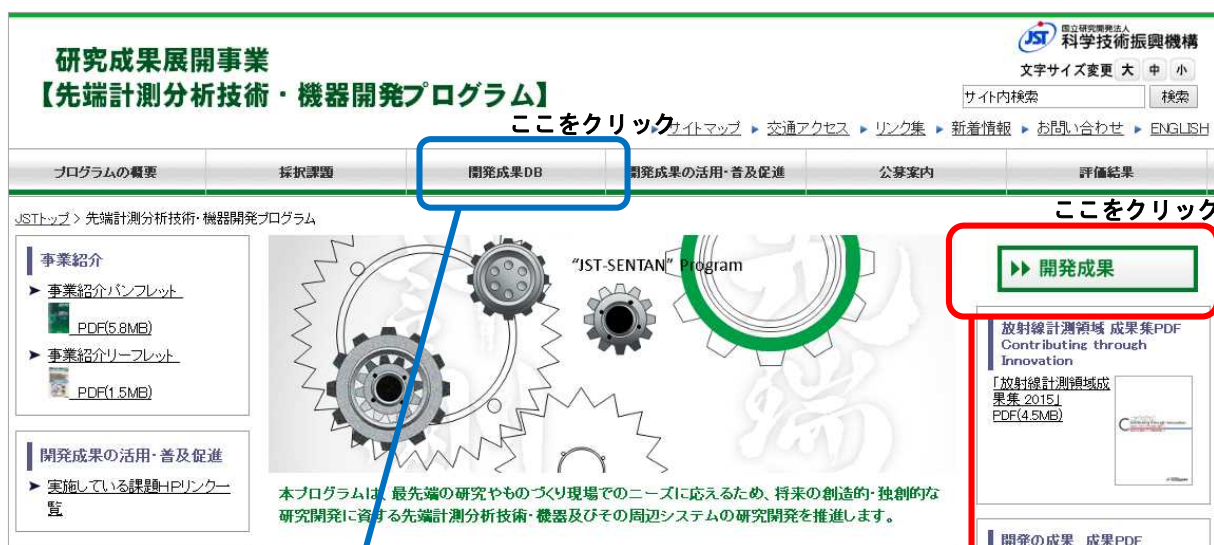
<参考：主な共用施設・設備等の事例>

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 (課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内を参照してください。)
大型放射光施設「SPring-8」 (毎年 5 月頃、11 月頃に公募) http://user.spring8.or.jp/
X 線自由電子レーザー施設「SACLA」 (毎年 5 月頃、11 月頃に公募) http://sacra.xfel.jp/
大強度陽子加速器施設「J-PARC」 (毎年 5 月頃、10 月頃に公募) http://is.j-parc.jp/uo/index.html
「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム http://www.hpci-office.jp/
先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業 http://kyoyonavi.mext.go.jp/
ナノテクノロジープラットフォーム https://nanonet.go.jp/
低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業 http://www.nims.go.jp/lcnet/
つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano) http://tia-nano.jp/
創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点) http://pford.jp/
ナショナルバイオリソースプロジェクト http://www.nbrp.jp/
「きぼう」日本実験棟／国際宇宙ステーション http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/

5.12 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測のウェブサイト <http://www.jst.go.jp/sentan/> をご覧ください。



実用化された研究開発ツールを
検索できます

6. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

6.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad: <http://www.e-rad.go.jp/>）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

特に以下の点にご注意ください。

○ 事前に研究者登録が必要です。

詳細は 6.3 をご参照ください。

○ e-Rad への情報入力、募集締切から数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切までに十分余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

○ 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータル サイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（<http://faq.e-rad.go.jp/>） をご参照ください。

○ 研究提案提出後も「引き戻し」が可能です。

募集締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。

募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが 混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

6.2 e-Rad による応募方法の流れ

応募は、e-Rad を通じて行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは以下の通りです。

① 研究機関、研究者情報の登録（所属研究機関が行います）

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。



② 第2次申請書類様式の取得（研究代表者が行います）

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。あるいは、本事業のホームページ（<http://www.jst.go.jp/start/>）からダウンロードすることも可能です。



③ 第2次申請書類の作成（研究代表者が行います）

e-Rad での申請を行う前に、予め、ダウンロードした様式を元に 37 ページに記載されている「第2次申請書類①②③④⑤⑥」を作成します。ファイル形式、ファイルサイズは第2次申請書類一覧（37 ページ）をご参照ください。

①②③④については、PDF 形式で1つのファイルに結合してください。PDF 変換ソフトをお持ちでない方は、事前に「PDF 変換」画面から Word 等の形式のファイルを PDF 形式へと変換する必要があります。



④ 申請情報の入力と提出（研究代表者が行います）

e-Rad にログインし、必要事項を入力の上、「第2次申請書類①②③④⑤⑥」をアップロードします。38 ページをご参照ください。

e-Rad による申請書類のアップロード等は締切の数日前に余裕をもって行ってください。締切間際はシステムが混雑し、時間がかかる場合があります。

6.3 応募に際しての注意事項

① e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

○ 研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○ 研究者情報の登録

本事業に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

② e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照ください。

＜注意事項＞

- 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- アップロードできる電子媒体は 1 ファイルで最大容量は【10MB】です。それを超える容量のファイルは JST 産学連携展開部 START 事業担当へ問い合わせください。
- 電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- 研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。
- 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、JST 産学連携展開部 START 事業グループまで連絡してください。

③ その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

6.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

6.4.1 e-Rad の操作方法

一般的な操作方法是、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)で配布されているマニュアルをご覧ください。

e-Rad の利用規約等に同意の上、応募してください。

推奨動作環境を(<https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>)を、あらかじめご確認ください。

6.4.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよくご確認の上で、お問い合わせください。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	国立研究開発法人 科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業 グループ	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> E-mail : start-boshu@jst.go.jp [募集専用] 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 (2016年3月31日まで) 0570-066-877 (ナビダイヤル) (2016年4月1日~) 午前9:00~午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

○ 本事業の公募のウェブサイト (<http://www.jst.go.jp/start/>)

○ e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

6.4.3 e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに 0:00~24:00

※ 上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせされます。

6.5 具体的な操作方法と注意事項

■ 応募情報の入力

- ＊「第2次申請書類①②③④⑤⑥」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ＊「第2次申請書類①②③④⑤⑥」を修正した場合、e-Radにも最終の情報が転記されているか確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

<http://www.e-rad.go.jp>

右側の「e-Rad へのログイン」をクリック



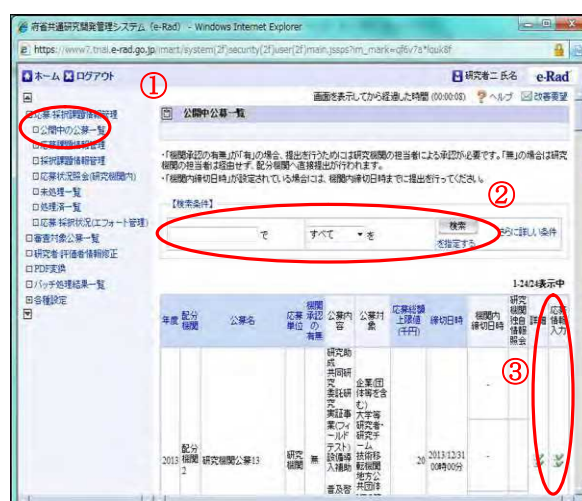
【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック
※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



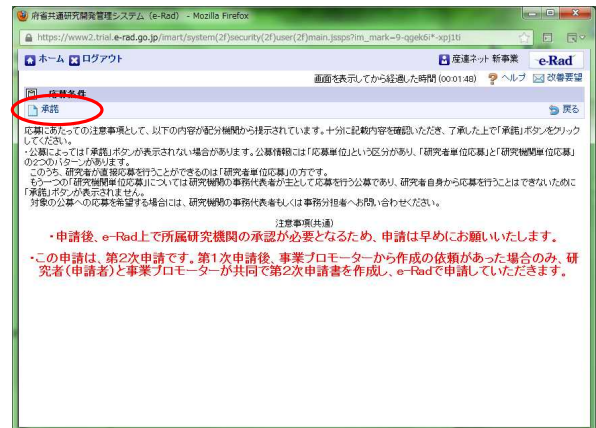
【応募採択課題情報管理】画面

1. 応募／採択課題情報管理-公開中の公募一覧を選択し、「公開中公募一覧」画面を表示
2. 検索条件をクリックし、検索条件に START と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から「START プロジェクト支援型第○サイクル」の「応募情報入力」をクリック



【応募条件】画面

画面に表示される応募条件（注意事項）を確認の上、「承諾」をクリックする。



<重要>

以下の手順において、課題申請書から転記（コピー＆ペースト）する際は、マウス又はキーボード（「Cnt1 + C」）によりコピーした後、キーボードの「Cnt1 + V」によりペーストしてください。e-Rad においてはマウスによるペーストは出来ないことが確認されております。

【応募情報登録】画面

- ・課題 ID：自動採番
- ・研究開発課題名：様式1の「プロジェクトの名称」を転記
- ・「代表者情報確認」タブ：表示情報を確認



・「共通項目」タブ

研究期間（開始）：2016

研究期間（終了）：2017（2年間の場合）

2018（3年間の場合）

研究分野（主）：「細目名」「キーワード」を選択

研究分野（副）：「細目名」「キーワード」を選択

研究目的：様式1の「プロジェクトの目的」を転記

研究概要：様式1の「プロジェクトの概要」を転記



- ・「個別項目」タブ：研究代表者の情報、確認事項を、画面に従って入力してください。

- ・「応募時予算額」タブ：様式2の「資金計画書」を転記

- ・「研究組織情報」タブ：
研究組織メンバーへの公開：公開しない
又は 公開する を選択
機関：入力されていない場合、入力
専門分野：入力されていない場合、入力
役割分担：入力されていない場合、入力
直接経費(千円)：入力されていない場合、
入力
エフォート(%)：START でのエフォートを入
力

を該当する参考資料部分にそれぞれアップロード

研究組織内連絡欄:研究分担者/研究分担機関
で連絡がある場合、必要に応じて記入

研究情報登録 - Internet Explorer

画面も表示してから経過、大時間 (00:01:18) ヘルプ 登録希望

研究情報登録

一時保存 確認 以前の課題をロードする

入力チェック 研究者プロフィール 閉じる

公表年度 / 公表名 2016年度 / START プロジェクト支援型第1サイクル 2016

課題ID 研究計画課題名(必須) XXXXXXX /

代表者情報確認 公表状況 進行中 研究計画内連絡欄 研究計画内連絡欄

研究計画内連絡欄

※ 10000文字以内で入力してください。スペースを含む文字列は、改行は1文字分でカウントされます。

入力チェック

エラーメッセージは画面上部に表示されるので、メッセージに従って修正を行います。

研究情報登録 - Internet Explorer

画面を表示してから経過した時間 (00:00:17) ヘルプ 改善要望

研究情報登録

一覧表示 確認 詳細の検索をピーする 入力チェック 提案書ダウンロード 閉じる

※ 2つの入力フィールドに数値が入ります。
 システムのメッセージに従って修正してください。

公募年度 / 公募名 2018年度 / START プロジェクト支援型(第1)サイクル 2016

詳細ID 研究開発費種別(必須) XXXXXXXXXX

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募者予登録	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

共通項目

- 研究期間(開始)が入力されています。確認を再入力してください。
- 研究期間(開始)は正しい範囲 (開始年度～終了年度) を入力してください。
- 研究期間は 研究費募集年度と一致し、継続年が入っています。
- 研究期間は 研究費募集年数と一致し、継続年が入っています。
- 研究期間終了日が入力されています。確認を再入力してください。

研究期間(必須)

※「締切年」を指定しない場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。

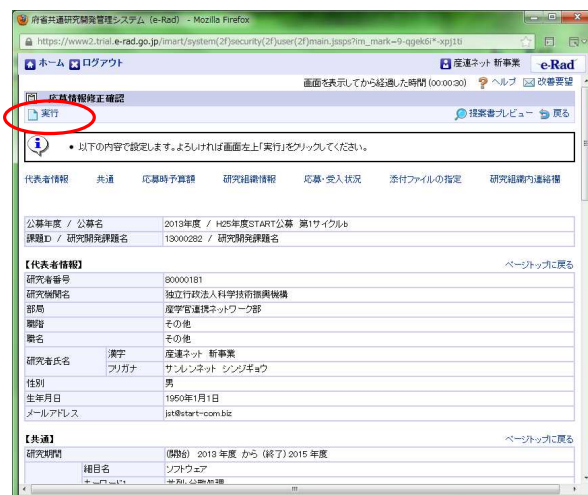
締切年(必須)

検索 クリア

研究分野(主)

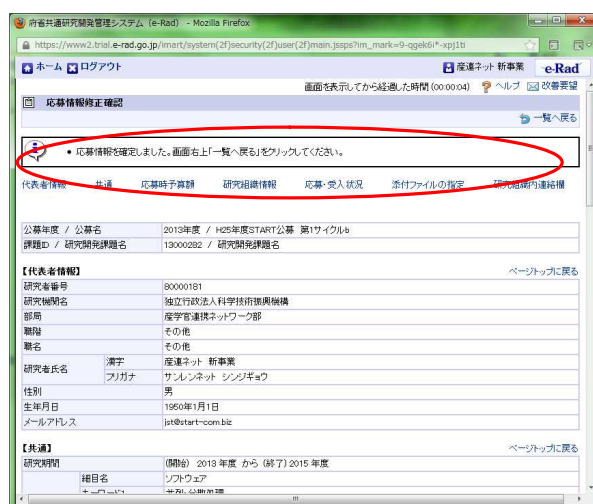
キーワード(必須)	承認済	承認済
キーワード1	承認済	☒
キーワード2	承認済	☒
キーワード3	承認済	☒
キーワード4	承認済	☒
キーワード5	承認済	☒
その他キーワード1		
その他キーワード2		

- 入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「実行」をクリック。



【公開中公募一覧】画面

正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。この時点で、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されることになり、以上で、研究者として応募を行うための手続きは完了です。



Q & A

(大学発新産業創出プログラム (START) の目的等)

本プログラム (START) の目的は何か。

本プログラムでは、大学等の研究成果の社会還元を前提として、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関を加えた産学官金が連携して、持続的な仕組みとしての大学等発日本型イノベーションモデルの構築を目指します。

- ・大学等の革新的技術シーズによりグローバル市場を目指す
- ・既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する
- ・シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、基礎研究と事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する
- ・関係者が一定のコストを負担しつつコストに見合うメリットを得ることで持続的なシステムを構築する

事業育成の開始後、1～2年程度でベンチャー企業を立ち上げることは可能か。

可能です。原則として、STARTでの支援はベンチャー企業を立ち上げる前段階とします。一方、POC(Proof of Concept)を取得するまで、研究開発を延長することもあります。例えば、支援開始から1～2年程度でベンチャー企業を設立したとき、推進委員会が支援を継続することが妥当であるとの判断をする場合には、研究開発を延長します。

(申請要件・方法等)

申請者は機関の長の承認を得なければならないのか。

不要です。ただし、第2次申請書類の提出時に、e-Rad上で所属機関の事務代表者の承認が必要です。

複数機関による共同申請は可能か。

主たる研究者(研究代表者)より申請をお願いします。申請者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、「研究開発の体制」に記載してください。

海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する外国人であれば、申請が可能です。

すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。

すでに起業したベンチャー企業への技術導出が目的であれば申請はできませんが、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能です。ただし、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由は必要です。

学生の申請は可能か。また、参加できるか。

JST は採択後に大学等と委託研究開発契約を締結するので、大学等と雇用関係にならない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、その他参画者として参加することは可能です。

公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請できません。

申請者が申請前に事業プロモーターとコンタクトを取ることや、申請の相談をすることは可能か。

Eメール、FAX又は電話によりお問い合わせください。ただし申請後は、事業プロモーターユニットが希望する場合を除き、原則認めていません。

第1次申請で事業プロモーターユニットを指名するにあたって、所属機関等の制限はあるか。例えば、事業プロモーターユニットによっては特定の大学からのみしか申請を受け付けない、というような制限はあるか。

原則として、機関による制限はありません。各事業プロモーターユニットは、それぞれが提示している対象地域、対象分野を踏まえつつ、全国の大学等からの申請を広く受け付けております。

事業プロモーターユニットと大学等との覚書・協定書等は必須書類であるか。

採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。様式については、別途提示する予定です。

事業プロモーターユニットと大学が締結する覚書・協定書等について、大学等側の契約主体は誰になるか。

大学等の規則に基づき、然るべき責任者との締結が必要になります。なお、大学等の機関として、事業プロモーターとの連携体制を構築するために、機関の長（学長、総長、理事長等）との締結が望まれます。

各サイクルのヒアリング審査それぞれの採択予定プロジェクト数はどのぐらいか。

全体で10～20プロジェクト程度を新規採択予定ですが、それぞれのサイクルにおける採択予定件数は未定です。

同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

可能ですが、プロジェクト選定の際には、重複調査を実施します。

研究開発期間中に他の研究開発資金を得ることは可能か。

他の研究開発資金の獲得を妨げるものではありませんが、本プロジェクトでは、事業プロモーターのマネジメント、事業化計画に従い、早期の事業化を目指していただきます。

昨年度以前のプロジェクト支援型に申請した結果、不採択となったが、今回再度申請することは可能か。

申請可能です。ただし、申請にあたっては、不採択理由を踏まえ、新たに得られた知見、前回申請時からの環境変化等を加味した提案にしてください。

（プロジェクトの育成等）

プロジェクト支援型において、特許化前の技術は支援対象となるか。

特許化以前の技術であっても、推進委員会の審査により、支援の必要性が認められる場合には支援の対象となります。

プロジェクトに参画しない発明者、出願人が含まれる原権利（特許）を用いて申請が可能か。

可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。第2次申請に当たり、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いことを、研究機関の知財担当部門による調査、確認をしていただき、様式4にて提出いただきます。

事業で育成したプロジェクトの出口として、既存企業へのライセンスや M&A（吸収・合併）も可能か。また、必ずベンチャー企業を設立しなくてはならないのか。

本プログラムは、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズの新規ベンチャーでの事業化を目指しています。

こうした目的を踏まえ、大学等発ベンチャーがその役割を果たしうるものと想定していますが、既存の創業初期会社やカーブアウト企業への技術・人材等の提供により本プログラムの目的が果たせる場合には、推進委員会の審査に基づき、その計画が認められる場合があります。

事業プロモーターの権限はどこまでか。例えば、大学の知財に関する権限も有するのか。

採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。その中において事業プロモーターユニットと大学等の間の役割分担やプロジェクトマネジメントの一元化についても記載していただくことになります。様式については、別途提示する予定です。

事業プロモーターと申請者の間のノウハウ等の取扱いはどうのように定められるか。

採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。様式については、別途提示する予定です。

また、JST は事業プロモーターユニットとは秘密保持条項を含んだ契約を締結しています。

プロジェクト実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。

産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

1 プロジェクトあたりの予算規模はどの程度か。

事業プロモーターが、当該プロジェクトの事業計画に応じて配分する額になります。加えて、最終的には推進委員会の評価によって決定されるため、申請時の予算規模に限らない場合があります。なお、これまでに採択されたプロジェクトの配分実績額（直接経費）は、1 プロジェクト当たり平均で年間約 3 千万円でした。

事業プロモーターに、市場調査等を行ってもらえるか。

事業プロモーターがデューデリジェンスを行うときに調査を行う場合があります。

研究者が将来起業することは可能か。

大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。

事業プロモーターは、育成したベンチャー企業に対する投資の責任を負うか。

必ず投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、民間のリスクマネーを呼び込むことは、本プログラムの重要な目的の一つであり、事業プロモーターユニットの中間評価等における評価の対象となります。評価結果は、支援の継続・中止に直接関係するため、事業プロモーターは、自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行うことになります。

ただし、これにより事業プロモーター自身の投資の機会が確保されるものではありません。

大学等が事業プロモーターから不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

JST に事業相談窓口を設置します。事業プロモーターユニットとの活動等において、著しく大学等の権利が侵害される恐れがある、もしくは侵害されている等の事態が生じた場合は、各大学等から、直接上記相談窓口までお問い合わせください。

申請書は直接持参し提出することは可能か。

申請書類は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類を追加的にお願いする場合がありますので、その際には場合によっては郵送や宅配便（着払い不可）での提出を可とすることもあります。

申請書類の受領書はもらえるのか。

申請書類の受領書はありません。第2次申請では府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて申請いただきますが、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたことになります。

申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはEメール、FAX又は電話によりお願いします。

(経費全般)

経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

本プログラムを遂行する場合には、研究開発費は国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。

- ・経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。
- ・業務日誌等の帳票類の整備、取得財産の管理方法など通常の経理処理とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。委託研究開発費の精算等の当日になって資料がないということにならないよう、十分注意してください。

研究開発費の管理について、ルールは定められているか。

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分する研究資金の管理については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められていますので、ご参照ください。

(参考) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

研究開発費の費目間の流用はできるか。

本委託研究開発の目的に合致することを前提に、直接経費の費目（設備備品費、旅費、人件費・謝金、その他）相互間について、各費目における流用額が直接経費の予算額の50%（この額が100万円に満たない場合は100万円）を超えない範囲での変更は、何ら手続きを経ることなく行うことができます。

研究開発費はどのように振り込まれるか。

委託研究開発契約書を取り交わした研究開発機関から、「請求書」により請求していただきます。なお、必要な経費は委託研究開発費受領後に支出するか、機関が立て替えて委託研究開発費受領後に精算してください。機関が立替払いをした場合でも、JSTは、

支出の日以後における利息の負担は致しませんのでご了承下さい。

研究開発費を次年度に繰り越して使用することはできるか。

本プログラムでは、研究開発費を繰り越して使用することは想定していません。

間接経費は措置されるか。

直接経費の30%を上限として間接経費を措置します。

「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

間接経費は、本事業を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当してください。具体的には、本事業の研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

1) 管理部門にかかる経費

－施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
等

2) 研究部門にかかる経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門にかかる経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

特許経費は支出できるか。

本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「特許出願支援制度」(※) も活用できますので、ご相談ください。

※ <http://www.jst.go.jp/chizai/tokkyoka.html> 参照

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

本プログラムで雇用されている研究者等が、本プログラム以外の業務を行うことはできるか。また、本プログラムで雇用されている研究者等について、裁量労働制を適用することはできるか。

勤務時間の管理については、研究開発機関が定める規則等に従うものとしておりますので、研究開発機関の規則等に沿っていることが前提となります。勤務時間の一部を本プログラムの研究開発に充てる勤務形態（非専従）の場合、裁量労働制であれば実際の従事率で管理を行い、時給制等の場合、作業日報等により従事日数・時間等で適切に按分して費用を計上してください。

翌年度以降の研究開発実施のために、当該年度に使用しない消耗品を購入することはできるか。

できません。また、消耗品を年度末に大量に購入することは、「予算消化のための購入」として見なされる場合がありますので、年度末に集中しないよう計画的な経費の執行に努めてください。

本事業として出席を求める説明会や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

進捗の評価や説明会出席等、本プログラムの事業計画に基づいた事業の実施と直接関係があるものには支出できます。

自機関の施設等の使用料は支出できるか。

機関内の施設等の場合、基本的には、機関が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは適切ではありません。ただし、本プロジェクトに専用に使用する場合、かつ機関の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出を認める場合がありますので、個別にご相談ください。

複数年度に渡る物品のリース・レンタル契約を結ぶことはできるか。

可能ですが、次年度の研究開発が中止となる可能性もございますので、複数年度契約を行う際はご注意ください。なお、研究開発が終了した場合、複数年度のリース契約解除処理は、費用負担も含め研究開発機関の負担となります。

研究開発の実施に際して加入する損害保険や海外旅行保険の保険料は支出できるか。

任意で加入する保険の保険料など、法律で義務づけられていない保険や、研究開発遂行中に発生した事故・災害の処理に係る経費については、支出することはできません。

大学等に所属するコーディネータ等産学官連携従事者の旅費、活動費を支出できるか。

本プログラムの趣旨に合致すれば、支出が可能です。

大学発新産業創出プログラム START 平成28年度公募

順次各地で説明会開催を予定しております。

詳細・申込みは、ホームページ <http://www.jst.go.jp/start/> を
ご覧ください。

ホームページ

機構ホームページ <http://www.jst.go.jp/>

課題申請書ダウンロード <http://www.jst.go.jp/start/>

問い合わせ先



〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

START 募集担当窓口

TEL 03-5214-7054

FAX 03-3238-5373

E-mail start-boshu@jst.go.jp